

東電闘争は、東京電力に働く労働者一四二名（神奈川五三名）が一九七六年一〇月に一都五県の東京、横浜、千葉、前橋、甲府、長野の各地裁に、思想による差別撤廃を求めて裁判に立ち上がりました。

闘いは、前橋、長野、甲府、千葉、横浜地裁で五連続勝利決を勝ち取り、会社との自主交渉によって、九五年一二月二五日全面解決しました。解決して今年で一〇年になります。

一九年余の闘いは、県内の多くの労働組合、民主団体、三〇〇〇人近くの支援する会みなさん、そして全国の方々の大きな支援の力で勝利することができました。あらためてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

壮大な闘いの過程は、神奈川の「合理化」反対・権利擁護闘争（以下反「合」権利闘争）の蓄積を土台にしたものでしたが、決して順風満帆ではなく、試行錯誤の道のりでもありました。東電闘争神奈川の闘いについては、解決直後に総括集「闘ってこそ自由」が発行され、とりまとめられました。解決直後の総括でもあり、意を尽くせなかった面もありました。

一〇年の年月を経た今日、もう一度闘いを振り返って、闘いの意義と教訓を深めてみよう、と、東電闘争解決一〇周年記念誌の発刊と集い、ビデオ編纂を企画しました。

この取り組みは、元東電闘争神奈川原告団が中心となって結成された神奈川電力連絡会と元東電闘争神奈川支援共闘会議事務局で実行委員会を構成して行いました。

一、東電闘争の獲得目標

- (一) 日本の労働運動の根本問題である反共主義と闘うこと。
- (二) 職場で形骸化されている日本国憲法を職場に適用させ、職場に自由と民主主義を確立すること。
- (三) それらの闘いの中で日本の民主主義を発展させること。

二、闘いの原点と性格

訴状は

「原告らは、被告会社の『合理化』と権利侵害に対して屈することなく闘う中心であり、この人権侵害と闘うことは、共産党員やその支持者の個人的利益にとどまらず、労働者としての人格を守り抜き、明るい、人間にふさわしい職場をつくりあげようとするものがあり、すべての労働者の民主的権利とその利益を守るものである。」

と述べ、東電闘争は原告個人の利益や名誉回復のためだけではなく、独占企業の中で、憲法違反の反共労

務政策にたいして真正面から対峙した、思想差別をやめさせ憲法と正義を守る闘いであること。同時に職場労働者全体の利益を守り、職場に自由と民主主義を根付かせ、日本の民主主義を守り、発展させる性格を持った闘いでした。

三、具体的な成果

(一) 大企業相手に思想信条を理由にした賃金差別、人権侵害を中心にした裁判で、横浜・前橋・甲府・長野・千葉各地方裁判所で思想差別は違法と勝利判決を勝ち取ったこと。特に横浜判決は、争議の解決への糸口となって全面勝利解決に貢献したことです。

(二) 東電闘争の全面解決は、大企業での反共主義打破の転機をつくりだしました。

(三) 東電闘争の全面解決は、共産党員に対する賃金差別や人権侵害を五地裁が全て違法と認めただけでなく、これを会社が認め、賃金・職位などを具体的に是正し、解決金を支払うという画期的な成果をあげたこととす。

四、神奈川の争議運動の

到達点に立脚した東電闘争

東電闘争は、神奈川の反「合」権利闘争で解雇や差別、倒産などの争議で輝かしい勝利をおさめてきた運

動と教訓に学び、それらをさらに発展させながら勝ち取られたものです。

神奈川の反「合」権利闘争は、日本鋼管、日産厚木や池貝、山武、小田急、雪印など大企業相手の争議を次々と勝利解決させ、職場に自由と民主主義を確立する闘いを前進させてきました。

東電闘争はその闘いから得た運動と教訓を、闘いの中でさらに発展させ、新たな運動を構築し、エネルギー産業の大独占企業である東京電力との闘いに勝利し、職場に自由と民主主義を確立する壮大な闘いでした。

東電闘争は、全国的にも高い水準の解決内容であり、これらの闘いの中で得られた教訓は、単に神奈川における反「合」権利闘争だけではなく、全国的にも教訓となるものです。

東電闘争神奈川支援共闘会議は、結成当時から「労働戦線の階級的統一、革新統一戦線の結成に寄与する」観点を東電闘争に貫く立場を明確にしています。

当時神奈川労組連絡会議（統一労組懇）は、神奈川の労働運動のローカルセンター―神奈川労連結成と県下一六地域に地域組織を作る運動に取り組んでいました。

東電闘争は、この運動に呼応し、東電を地域から社会的に包囲する方針を立て、県内一六地域に原告団を配置しました。配置された地域担当原告は、地域の労働組合や民主団体の人々と一体となって、労働運動の

前進に努力し、東電を地域から社会的に要求で包囲する、新たな運動の陣地を構築してきました。

そして、後に結成された神奈川労連や県春闘共闘会議の全面的支援をえて一六地域での駅頭宣伝や東電の事業所や関連金融資本、行政などへの抗議・要請行動などを展開し、全国的にも注目されている「神奈川総行動」を成功させる闘いに貢献してきました。

このように東電闘争における神奈川の運動は、本能的には一六地域の力によって支えられ、東電闘争全体の運動にはずみをつける大きな役割を果たしてきました。

五、東電闘争解決後の県内の争議状況

東電闘争解決後も引き続き千代田化工争議、NKK中・高年差別争議、日立神奈川争議などが次々と勝利解決し、神奈川の反「合」権利闘争をさらに前進させてきました。

しかし近年、これらのすばらしい成果を勝ち取ってきた神奈川の反「合」権利闘争に対して、運動と教訓を否定し、分裂させる異常な事態が生まれ、闘いに困難な状況が生み出されています。

このような状況下で東電闘争解決一〇周年を迎えるにあたって、東電闘争のすばらしい成果を打ち消したり、ねじ曲げたりする誤った傾向を正し、神奈川争議

団共闘会議が直面している問題の本質を明らかにして、今後の神奈川の反「合」権利闘争の前進に寄与したいと思えます。

一、画期的な解決内容

(一) 自主交渉で解決して裁判終結の和解手続き

支援共闘中央連絡会議は、九一年五月に結成され、結成総会で原告団が作成した解決要求書を採択し、六月に解決要求書を東電本店に手交しました。

しかし、会社は、これを無視し続けてきましたが、第1次全国総行動をはじめ大衆行動を大規模に展開し、併せて六月から一月まで全会社役員要請を繰り返した結果、一二月になって初めて本店総務部と話し合いができるようになりました。

裁判は、一都五県に分散提訴し、支援体制も各都県で支援組織が運動を展開する中で、争議を全面解決するためには、東電本店と直接交渉を行う自主交渉を要求することに原告団、共闘会議、弁護士三者が合意して、その方針が確立されました。解決要求書には、自主交渉による全面解決を会社が決断するよう要求しました。

その後、二年余の話し合いのなかで、会社は支援共闘中央連絡会議が解決能力を持つ組織であるかどうかの検討をしていたに違いありません。九三年八月の前橋判決日の交渉から、支援共闘中央連絡会議を唯一交渉団体として認め、事実上の解決交渉が行われてきました。

そして、九四年一月一五日の横浜地裁判決を契機に本格的な解決交渉が始まりました。

会社も、裁判所和解の方法をとらず当事者による自主交渉を認めました。九五年八月に解決交渉は大筋合意し、一二月まで細目交渉が行われました。解決交渉が合意に達する中で裁判終結方法も交渉議題となり、共闘会議側は弁護士と連携をしながら、解決協定書の文言も自主交渉で調整を行いました。

九五年一月二一日、延べ四十数回の自主交渉によって東電本店との解決協定書が調印され、その協定に基づいて東京高裁での一括和解調書が作成され、一月二五日にすべての裁判を終結させました。

(二) 毎回の交渉結果は即刻全原告へ報告

① 原告・共闘会議一人による

常任交渉団の構成と奮闘

各地裁判決日毎の東電との交渉は、各都県の支援共闘会議、原告団、弁護士及び中央原告団役員を含めて三〇名余の大型交渉団を編成し、会社に解決をせまる交渉を行いました。

会社側が解決を決断した横浜地裁判決後の解決交渉では、支援共闘中央連絡会議側は、常任交渉団を編成し、中央連絡会議事務局全員がその任に当たりました。

共闘会議は事務局長と四名の次長の計五名、原告は中央原告団の团长、副团长、事務局長の六人でした。会社側は、争議には直接関与しない部署の総務部課長と副長の二名でした。

原告団、共闘側の交渉団は、日常的に運動をおし進める部署である事務局で編成することが、交渉水準を高めるためには必要不可欠であると考え、支援共闘中央連絡会議幹事会では、日常活動に責任をもつ役員が最もふさわしいと交渉団の構成が確認されました。

② 交渉結果は、翌日には

全原告と各都県支援共闘会議と弁護士に報告

事前に交渉団が綿密に打合せておこなわれた毎回の交渉結果は、遅くとも翌日には、全原告と各都県共闘会議役員、弁護士に報告されました。

関東甲信一都六県に原告が分散している中で、交渉報告と徹底には困難を極めました。交渉後常任交渉団は、交渉総括を行って「交渉報告文書」を完成させるために夜を徹して会議を行いました。その結果をふまえて、交渉報告と今後の運動の重点を各都県原告団に連絡しました。

このような取り組みによって、全原告が現段階の争議情勢を的確に把握することができ、運動の水準が引き上げられ、団結がより強化されました。

(三) 解決協定書の特徴

解決協定書は、前文と五項目から成り立っています。解決協定書は、東電は社長、支援共闘中央連絡会議は六人の代表委員と事務局長、原告団は团长、弁護士は团长が押印しました。

協定書案文は、双方が持ち寄りしましたが、結果的に事前に弁護士と相談し作成された支援共闘側の解決協定書案を元に協定書作成の交渉が続けられ、解決協定書が作成されました。

① 五地裁判決と支援共闘中央連絡会議を

唯一交渉相手と認めた協定書前文

協定書は、前文で「会社に対して思想信条を理由とした賃金差別等に基づく損害賠償を求めて係争してきた訴訟」「交渉は、会社と原告団の事件解決に責任を持つ東京電力差別撤廃闘争支援共闘中央連絡会議で行われたこと」が明記されています。

まず、会社は、争議の性格について「賃金差別」と一般表現に固執し、「思想信条等」を挿入することに抵抗しました。

次に双方の解決交渉相手が誰かについての表現で論争が続きました。その結果、解決協定書に支援組織を交渉当事者として明記させることができました。これは、差別争議では稀少なことです。

また、「五つの地方裁判所の判決及び東京高等裁判所の和解勧告を経て」行われてきたと、争議の経過を簡潔に記載しています。このうち「五つの地方裁判所の判決」の文言に会社は抵抗しました。

裁判は高裁に上がっている中での解決であり、この文言では、地裁判決を認めることになる主張でしたが、厳然とした事実を決して消し去ることはできませんでした。

さらに「係争が続いたことは、原告団・家族ならびに会社にとって不幸なことであり、また遺憾なことであつた」と事実上、会社に謝罪をこのような文言で表現させることができました。もつとストレートな謝罪を提起していましたが、これに会社は激しく抵抗し、協定書を総合的に判断して、この表現で折り合うことになりました。

しかし、会社は、「会社」を先に「原告団・家族」を後にする順序に固執し、また「家族」の文言も削除の主張をしてきました。しかし、最終的には道理ある支援共闘側の主張が入れられた協定書前文が作成され、合意することができました。

② 五項目からなる協定書本文の特徴

協定書本文は、処遇の見直し、解決金の支払い、再発防止、本協定書の取扱い、債権債務の不存在の五項

目からなっています。処遇の見直し、解決金の支払いは抽象的表現にし、後ほど触れる覚書で詳細な取り決めを行いました。

三項の「再発防止」について、原告らの今後の処遇については双方の主張を入れ、共闘側は「将来にわたって公正に扱う」、会社側は「職務に精励」の表現を挿入しました。また、解決を社内外に周知する項があるのも特徴的です。

③ 覚書に明記させた原告一人一人の処遇

覚書は、処遇の見直し、解決金の支払い、業務研修の実施、本覚書等の取扱い、解決後の協議の窓口の五項目からなっています。また、別表1「在籍原告の職級、職能等級、職位、資格、賃金」として解決時点の在籍原告一三六名全員一人一人について記載され、別表二では「解決前の同年一〇、一一月定年者四人の原告の退職金、企業年金の遡及算定基礎」一覧が記載され、別紙では、合意した公表用文書が添付されています。

覚書は、会社は取締役総務部長と共闘側は、支援共闘中央連絡会議事務局長及び原告団長の間で交わされました。

覚書の特徴は、処遇の見直しでは、(3)「支援共闘会議・原告団から申し出のあった訴外者についてそ

の処遇を見直す」と明記し、具体的文言や対象者の氏名は記載されていませんが、共闘側が要求した訴外者についても是正をすることを口頭にて合意しました。

また、共闘側は、会社側が把握しているすべての「共産党員とその支持者」についても是正するよう要求しました。それについて会社は、約束しませんでした。原告の是正実施後に東電全店所の「共産党員とその支持者」の処遇が是正されました。

第五項では、「解決後の協議の窓口」として、協定書及び本覚書に関する疑義について誠意を持って話し合う。その窓口は一年間設置し、会社側及び原告側の担当者を明記しました。そして争議解決後、トラブルもなく一年が経過し、窓口はその任を終了しました。

(四) 差別是正内容と解決金

① 賃金は平均一三万円の年功是正を勝ち取る

一次・二次原告のうち、在籍原告一三六人全員が年功的に処遇が是正されました。解決直前に定年退職した四人の退職金、企業年金が是正されたのも特徴的です。

原告一人一人の賃金は正額について、共闘側が、年齢を基本に各人の賃金は正額を提示、会社も同意し、恣意的要素を入れさせなかったのは、その後の他争議

の解決と比較し最も特徴的といえます。

会社は、一人一人について、「職場が同意しない」「もっと低い従業員もいる」「仕事をしていない」など様々な難癖をつけ抵抗したが、最後は同意しました。関電・中電争議や最近の差別争議の解決を見ると、是正を会社に委ねる傾向があることから貴重な差別争議解決の基本を示すものです。

第二に、賃金は正額は平均一三〇、〇〇〇円（昭和三五年入社、約五四才）でした。内訳は、昇級是正三五、一〇〇円、基本給特別是正五一、三〇〇円、資格給是正二五、五〇〇円、職位任用是正一八、一〇〇円でした。この賃金は正額は、裁判請求額の一二一％でした。

是正額をアップさせる交渉も難航しましたが、それ以上に困難を極めたのが、各人賃金は正額を決める基本を一致させることでした。

会社は、「賃金制度は職務給だ。各人の賃金は能力で決まっている」との主張を譲ろうとしませんでした。共闘側は、「職場の実態は、年功的に運用されている」と繰り返し説得した結果、会社は「超法規的措置」であるとしながらも、入社歴一年ごとに基本給特別是正は三、五〇〇円ピッチ、資格特別是正は九〇〇円ピッチとする年功是正に合意しました。

その結果、解決時点で原告同期入社者で若干賃金

にばらつきがありました。が、低い賃金の原告が高く是正され、格差が圧縮された是正をすることができました。

第三に、女性原告も男性原告と同様の是正を要求し、会社はそれを認め、賃金額は社内女性の同期入社者を上回る賃金にすることができたのは画期的でした。職位については、主任の任用でしたが、現場では圧倒的に主任が多く、職場で歓迎されました。

② 最終盤の一ランク是正を勝ち取り

実質は一五万円の賃金は正

上司への問いただし活動による処遇是正の取り組みは、支援共闘中央連絡会議結成以降、運動として位置づけて取り組んできました。

最終盤には、「問い質し」活動から上司への「説得」活動に用語も変えて原告団が組織的に取り組みました。

全面解決を待つのではなく、職場の上司、管理職が原告団の差別撤廃の正当性を理解し、勇気を持って会社上層部に職級、資格、職位の昇進を働きかけてもらうことは、具体的に反共労務政策を突破し、解決後の職場と活動を見通して重要な運動でした。

例えば九四年一月の解決交渉開始から九五年四月までの半年間で、資格四四名、職級一七名、職位三

七名の九八名がワンランク是正を勝ち取りました。このようにワンランク是正の運動は、解決まで進められました。

会社側は、最終合意した交渉において、常任交渉団に対して「この一年余の原告団の昇進状況も是非、ご理解願いたい。この結果、平均一五万円の是正になっているのです。」と述べました。

③ 職級・職位・資格も年功是正で全員が職制に昇進

職級の昇級は、三〇四ランクアップされました。昭和三六年入社以前の原告は三ランク、三七年原告及び三八〇四一年原告は四ランク、四二年〇四六年原告は三ランク職級が是正されました。

職位は、三六年入社以前の原告は副長六九名、主任二七名、三七年以降原告三五名全員と女性全員四名が主任に是正されました。三六年入社以前の副長にならなかった原告二七名の職級は、副長と同格の基幹職四Aに是正させ、基本給は副長職と同額の是正がされました。女性原告も同様に是正されました。

また、職位は、転勤、転職種を伴わず、解決前の職場で是正することを基本にし、ほぼ要求通り同一職場で新職位を勝ち取る事が出来ました。

資格については、解決前からは正が始まっていましたが、四六年入社原告一名は技師・主事に、そのほか

の一三五名全員を「特任主事・技師」に是正しました。

職級・職位・資格の是正交渉は、是正水準をめぐつて交渉はたびたび中断する事態が生まれました。特に職位は、職場の労働者全員に是正の内容が明らかになるため、会社は職位をあげることにこだわりました。

特別管理職（非組合員）の一ランク下の副長については、強硬に是正者数を少なくしよう主張を繰り返してきました。交渉がデッドロックに乗り上げた中で、最終的には交渉団に入っていた解決後直近に定年をむかえる原告が、副長職位を譲り、後輩原告の副長を増やす提案を会社に行った結果、（具体的には定年直近者四人が副長職を辞退し九人の後輩原告の副長任用を要求）会社側の交渉員は驚くとともに社内を持ち帰り、検討した結果、これを認めて六九人の副長が誕生しました。

④ 解決金二三億円は五地裁判決額の二倍を超える

解決金は二三億円でした。この金額は、前橋・長野地裁の慰謝料、甲府・千葉・横浜地裁の慰謝料及び差別賃金損害額の合計一億五七九一万余円の約二倍になります。各地裁の慰謝料及び差別賃金損害額は、それぞれ判決日に仮執行していましたが、その差額が、東電本店から原告団長名義の原告団の銀行口座に振り込まれました。

(五) 東電は争議解決をどう見ていたか

—会社資料より—

解決後の正月を挟んで、半月後の九六年一月二二日、東電本店では、争議解決に関わる会議が開催され、本店の労務、人事、総務、研修など争議関係者と全店所の労務、人事、総務担当管理職が会議室に集まりました。

争議解決の内容と対応について東電本店が、東電全店所に徹底するために開催したものです。

その中で本店部長は

「先月一二月二五日の和解後、トラブルもなかった。一月一九日に原告団の処遇発令があります。発令時間は指定しませんが、各店所で遺漏の無いよう進めて欲しい。」「現場では、非常に難しい問題が出てくると思うので、労務部に相談して欲しい。新しい対応が必要になる。一般の人と同じ扱いをすることになるので仕事をすればそれなりに、しなければそれなりに扱うので条件整備が必要だ。そのため研修をやってそのレベルになるまで指導する必要がある。」また、「組織がある以上職場を守るためには労務管理、職場管理が必要である。あやふやな者（不満分子）が彼らに引っ掛からないようにしなければならぬ」

と原告団の解決後の職場活動に注目しています。

さらに

「一年間は、原告側との窓口を残します。原告側は、五〇才過ぎて新任副長となるので仕事はなかなか覚えられないと思います。本音として直ぐにできるとは思わないので多少親切にやってほしい。仲間、同僚、主任クラスによるイジメがあつてはいけないのでおらかな目で見てやってほしい。」「裁判では多くの方々に証人に立っていただいた。〇Bの方々に来週から本店、店所と一体になってお札に行く。〇Bに対しては五〇〇〇円程度の手土産を持っていく」

と述べ、原告たちへの処遇是正発令とその後の対応について指示しています。

この会議では、労働訴訟和解公表文書、公表されていない解決内容の詳細、和解に伴うQ&A、労組への説明資料が配布・説明されました。

会社にこのような姿勢を取らせ、新辞令発令後に、副長・主任研修を一定期間行わせたことは、解決までの壮大な私たちの運動があつたからです。

二、思想差別撤廃裁判に至った経過と背景

(一) 東電における反共労務政策の背景

戦後の民主化を求める国民の運動が、多くの困難のなかで紆余曲折を重ねながら発展し、歴史的な安保闘争を経験することによって日本共産党を中心とする革新勢力が大きく前進しました。

東京電力の職場でも、日本共産党員をはじめ自主的自覚的な青年労働者を中心に、労働組合運動や青年婦人部活動、平和運動や各種サークル活動、政治活動などが活発にくりひろげられていました。

ある火力発電所では、二〇代の青年共産党員が広範な職場労働者の支持を得て、千人近い組合員を擁する分会の三役に就任するなど、六〇年代には労働組合役員にも進出し、労働運動が高揚していました。

会社は、高度経済成長政策に基づいて大企業優先の政策をすすめるために、その障害になる日本共産党員を職場から排除することが中心課題のひとつでした。

六一年の東電常務会では共産党対策が検討され、「最近活動が露骨化し、アカハタ、学習の友を持ち込んでいる」と分析し、「反共勢力の育成強化が必要」などと対策を立てています。また、同時期、東電の役員が九電力労務担当者会議で「公安調査庁、警察関係

者と連絡を密にし、党員をリストアップしており、これらの者はいかに仕事熱心でも昇給査定をゼロにしている」と報告しています。

六二年の東電労組新潟支部石橋副委員長解雇からはじまる共産党対策の方針が次々と実行され、解雇事件や共産党員に対する抑圧や露骨な差別政策が強行されました。会社自らが裁判所に提出した「生産阻害者対策の実際」などの資料によって、反共労務政策の実体が克明に明らかにされました。

(二) 原告らにかけられた過酷な差別と人権侵害の実態

「職場に憲法は通用しない」と豪語する会社は、日本共産党員やその支持者である原告たちに過酷な差別と数々の人権侵害を加えて、原告らを職場から放逐するために、反共労務政策を徹底して実行しました。

懲戒解雇、懲戒処分、嚴重注意・始末書強要、不当配転、賃金差別、転向強要、社宅入居拒否、仕事の取り上げ、研修からの排除、職場八分、文化会活動・厚生施設利用からの排除、私生活の監視と干渉、職場・寮での政治活動の禁止、民主的諸活動の制限と介入、労働組合役員選挙への支配介入など、ありとあらゆる手段を講じて日本共産党員とその支持者を見せしめ的に差別して人権侵害を重ね、これをテコにすべての労働者の権利侵害をおし進めました。

(三) 労働運動の基本的方向を示した日本共産党

日本共産党は、六八年二月二十九日～三月六日、第一〇回大会第六回中央委員会総会（六中総）を開催し、「労働戦線の階級的統一をめざす、労働組合運動のあらたな前進と発展のために」を決定し発表しました。共産党の労働運動に対する本格的で基本的な方針として、現在でもその意義を持っています。

六中総決定では、労働組合運動の眞の統一を前進させる四つの基本方針を提起しました。

①労働組合運動の全戦線で、労働組合の階級的、民主的強化の活動をつよめ、労働者と労働組合の階級的団結をさまざまにしている障害をとりのぞくこと。とくに「特定政党支持」の枠をやめさせ、政党支持の自由、政治活動の自由の原則を確立させること。

②労働者の切実な経済的、政治的要求にもとづいて、一致する要求で統一行動を、全国的にも、産業別的あるいは地域的にも進めること。

③労働者と労働組合の統一をさまざまに、反共主義、分裂主義、労資協調主義の主張や行動に反対し、これを大衆的に克服すること。

④広範な未組織労働者を、労働組合の階級的、民主的な諸原則にもとづいて組織すること。

というものであり、どんな組合であってもその中で多数派形成を目指して努力し、組合を割って新たな

組合を結成することを厳に戒め、未組織労働者を組織して、組織を拡大していくという内容でした。

(四) 日本共産党の躍進と職場の闘いの前進

共産党第一〇回大会六中総の提起が行なわれ、労働運動の分野でも、その方針の実践によって、一定の活性化が図られました。

その一例として、六中総の具体化として、日本鋼管京浜製鉄所では六九年二月から職場政策をつくり毎週一回門前で配布し労働者に呼びかけたビラ等がまとめられ、一九七〇年六月に「紙の弾丸」職場政策とビラ宣伝活動として発行され、県内はじめ全国の経営支部組織に普及されました。

これをキッカケとして、経営支部組織の「公然化」(七四年)の方針が準備され自前で工場門前での政策・要求ビラ宣伝が提起され組織されていきました。東電でも七四年の参議院選挙を契機に、日本共産党政策委員会名等で職場門前宣伝が開始されました。

国政選挙では共産党国会議員数の倍々ゲームと言われ、共産党と革新勢力が躍進していた時代的な背景がありました。

七一年四月に行なわれた第七回一斉統一地方選挙では、革新統一候補で東京都知事に美濃部亮吉氏が、大阪府知事に黒田了一氏が当選し、川崎・吹田・高松

等の自治体で革新統一首長が勝利し、その後の革新自治体躍進のはしりとなりました。

翌七二年一月一日に実施された、第三三回衆議院総選挙で共産党は革新共同を含めて三九議席、沖縄人民党を合わせると四〇名となり、野党第二党に躍進しました。

七三年四月五日の、共産主義青年同盟創立五〇周年記念日には、日本民主青年同盟員が二〇万人を越え、日本の青年組織としては一大勢力となりました。

同月末に行なわれた名古屋市長選で革新統一候補が当選、羽曳野市長選でも革新共同の候補が当選して、それ以前から存在する京都府知事、その後誕生した神奈川革新県政を含めて、文字通り革新自治体の太平洋ベルト地帯が形成されました。

更に同年七月行なわれた東京都議選でも二四議席と躍進し、公明党の二六議席に次いで第三党となりました。

七六年六月に、一二次大会第九回中央委員会総会で「三つの自由」(①生存の自由②市民的政治的自由③民族の自由)が提起され、党内外の論議を経て内容を発展させてそれを集約し、七六年七月二十八日から三日間開かれた、第一三回臨時党大会で「自由と民主主義の宣言」が採択され、「職場の自由一〇ヶ条」も大々的に発表されました。

そして、「職場に自由と民主主義を」が強調され、日立武蔵の女性労働者をガラスのオリと言われる隔離部屋に閉じ込められた事件を解決（七六年八月）させたり、企業ぐるみ選挙反対の闘いがおおいに盛り上がりました。

七六年一〇月には、「職場の自由と民主主義を守る全国連絡会」（職自連）が結成され、翌七七年二月二〇日から二日に伊東のホテルで第一回全国交流集會が開催され、「職自連」運動は、全国に波及していきました。神奈川では七九年三月四日に神奈川職自連が結成されました。

三、東電に争議解決を決断させた運動の数々

裁判提訴から争議全面解決まで一九九年余の歳月を要しました。提訴当時、多くの原告は、会社が憲法違反の不当な差別と人権侵害を行っていることは明らかなので、裁判はすぐ決着がついて、差別をやめさせることができると思っていました。

ところが、実際に横浜地裁で裁判が始まってみると、法廷は三ヶ月に一回しか開かれず（のちに、運動により毎月一回全一日の法廷を入れさせた）総論立証に八年一ヶ月、各論立証に六年、全面勝訴判決まで一八

年かかりました。

会社は、原告一人に対して「あら探し陳述書」を七〇八通提出し、さらに、「あら探し証人」を三人ずつ立てて、徹底的に裁判の引き延ばしをはかって抵抗しました。この時点では、もちろん解決のための話し合いの場もなく、各都県が独自に行う行動の中で、東京電力の各事業所に抗議・申し入れを行う程度でした。

各地裁で結審を迎える段階になり、この時期に、争議解決のための大きな運動が必要となり、争議の解決と運動に責任を持つ支援共闘中央連絡会議が九一年五月に結成されました。

支援共闘中央連絡会議の結成により、会社に争議解決を決断させるダイナミックな運動が次々と展開され、同時に、争議解決のための「話し合い」の窓口が開かれ、会社との話し合いが始まりました。九四年一月、最大原告を擁する横浜地裁で、原告勝訴の判決が出されたことを受けて、会社は、本格的な解決交渉に入ることを決断せざるを得なくなりました。

会社に解決交渉を決断させ、さらに、交渉の場での厳しい会社の態度を突き破って、画期的な内容で全面解決を勝ち取ることができたのは、五地裁での勝訴判決と同時に、東京電力に争議の全面解決を迫る社会的な大きな包囲網の形成でした。

そのために、支援共闘会議と原告は運動に必要な財政

的な措置も講じて、あらゆる知恵をしぼって、大規模な運動を連続して打ち出してこれを成功させました。東京電力は、日本で最大の民間企業でありながら、一方で政府の許認可のもとで事業を行う公益企業です。この企業体質のため、役所や国民世論の動向にはきわめて敏感にならざるを得ません。

これらのことを総合的に分析して、具体的には次のような行動を展開して会社を追い詰め、争議の全面解決を決断させました。

(二) 一都八県の力を結集し全国規模の運動展開

① 四七都道府県で四回の全国総行動を成功させる

東京電力は安全を無視して強引に原発推進政策を進めており、電気料金体系は国民には世界一高い電気料金を押しつけ、大企業には安い料金で供給していることが需要家との大きな矛盾になっています。

これらの電力会社に対する国民の要求と、争議解決の課題を結合させた全国行動を、九一年九月三〇日、九二年五月一八日、九四年五月三〇日、九五年一月一三日と四次にわたって取り組みました。

行動の内容は、全国四七都道府県の県庁所在地の駅頭等で朝八時からいっせいの宣伝活動を開始し、全電力

会社本店・支店への要請行動、関連金融資本要請行動、全地方経団連要請行動、全原発要請行動、全地方産業界要請行動などを終日行いました。この行動を成功させるために、事前オルグをおこない、地元のみなさんの力を借りて、十分に準備をして取り組んだことが全国総行動において成功の決め手になりました。

神奈川では、原告団、共闘役員がペアで現地に赴き、労組役員との十分な打ち合わせを行い、総行動の意義について理解を求め、争議支援をお願いしました。当初、オルグに入ったら「違う電力会社への要請行動は理解出来ない」「原発は難しい」などさまざまな意見があり、一回の事前オルグでは行動配置が出来ないところもあり、再度事前オルグに入った地域もありました。

全国総行動では神奈川は、全体の三分の一近くの北海道、四国・中国地方と近畿地方の一部、埼玉、静岡の一六道県を担当し、神奈川県内行動を成功させつつ、全国総行動の成功に大きく貢献しました。

この全国総行動では、カンパ活動も重視し、現地までの交通費はカンパでまかなおうと目標額を決めて現地の人の協力も得て取り組みました。この全国総行動を通して、現地の大型宣伝カーの上で始めて演説する原告など、原告団が鍛えられ、一人一人が自己変革を遂げて勝利の確信を深めて帰ってきました

た。

② 経団連と経団連副会長企業一二社の責任追及

九〇年一二月に東京電力会長平岩外四氏が経団連会長に就任しました。

平岩氏が会長に就任しても、憲法違反の思想差別を改めず、争議解決の責任をとらないことに抗議し、経団連に対して会長企業の争議解決の責任をとることを求める要請行動を展開しました。

経団連が九二年「経団連企業行動憲章」を発表してからは、経団連副会長企業である三菱化成、三菱重工、三和銀行、新日本製鐵、日立製作所、トヨタ自動車、日産自動車、味の素、ダイエー、日本電気、小松製作所、伊藤忠一二社への要請行動もあわせて行いました。繰り返し行われた要請行動の中で、最終的に経団連は「早く解決した方がいい」と言明しました。

③ 関連金融資本一〇社の本・支店へ系統的な要請行動

東京電力の大株主である第一生命、日本生命、住友生命、朝日生命、さくら銀行、第一勧業銀行、日本興業銀行、東京都などの関連金融資本をはじめ監督官庁である通産省、電力業界組織である電気事業連合会に、争議解決の責任をとることを求め、繰り返し要請行動を行いました。

はじめはこれらの会社は、「関係ない」と冷淡な態度をとりましたが、繰り返し行われた要請行動の中で、最終的に「早く解決した方がいい」と言明し、東京電力に対して一定の行動をとるようになりました。

④ 関東甲信地域一〇〇万枚宣伝行動と

東電への要求アンケート活動

九一年に支援共闘中央連絡会議が結成されてから、宣伝活動は急速に発展しました。東電は地域独占企業であり、地域住民と深い関係にあります。地域住民の東電に対する要求、要望は、一般家庭の高い電気料金、安全無視の原発推進を中心に多岐にわたっていることから、地域からの東電に対する要求と争議解決を結合させた取り組みを意識的に強めました。

例えば、九三年五月の関東甲信地域一〇〇万枚ビラ宣伝行動は、地域全戸配布ビラ宣伝と宣伝カーによる宣伝と組み合わせ取り組みました。この行動では、神奈川は、県下四〇万戸に配布し、一三、五%の世帯（世帯数二九七万戸）にビラが届けられました。

九一年以降解決までの五年間で、支援共闘中央連絡会議が発行したビラは、一七二種四九九万枚にのぼりました。神奈川では一八〇種一七八万枚が発行されました。

⑤ 四万人全社員へ職場要求と

争議支援を訴える六回の手紙運動の取り組み

九三年八月の前橋地裁判決を迎えるにあたり、職場から争議支援と解決の雰囲気作り出すために全社員に闘いの状況を知らせる「四万人全社員への手紙」運動の取り組みを始めました。

紙面も青年労働者や管理職にも読まれるように工夫し、タブロイド判四頁〜六頁のカラー印刷にしました。

この行動には、一回二〇〇万円以上の経費がかかりましたが、職場に大きな影響を与え、解決促進の力のひとつになりました。この手紙運動は、解決まで争議の状況の節々に六回行いました。

(二) 県内の労働運動の力で

東電を要求で包囲した運動展開

① 県内職場三二全事業所要請行動と

県内二九四駅頭ビラ宣伝行動

争議の情勢を正しく伝えると同時に、職場や地域の要求を必ず取り上げて、東京電力を包囲する運動を重視した宣伝行動を一貫して追求してきました。

地域ビラでは、東京電力に対する要求アンケートも

取り組み、この中で出された要求を東京電力の事業所要請行動で取り上げ、地域住民の要求解決に貢献しました。

神奈川支援共闘会議が結成された翌年の八九年に、県内三二四全駅頭宣伝行動をめざし全力を挙げて取り組み、未曾有の県下二九四駅頭いっせい宣伝行動を成功させました。

② 反町公園ジャンボフェスタに八〇〇〇人が集う

横浜地裁で勝利判決を勝ち取ることが、会社に決定的な打撃を与え、争議の全面解決を早めることになる。と位置づけられた九四年、神奈川では最大規模の行動を連続して取り組みとう意思統一し、原告団の幹部は腹を決めて、欠勤や一ヶ月連続の長期休暇をとって、大規模な運動を作り上げ一つ一つの行動を成功させました。

その中で特筆すべきは、反町公園でおこなわれた「四・二四神奈川ジャンボフェスタ」の取り組みです。

「国民犠牲の悪政を許さず、年金法改悪阻止、九四国民春闘勝利、東電闘争とすべての争議の勝利をめざす」スローガンを掲げて、争議団の要求だけではなく、労働者の春闘要求や国民の要求も取り上げた幅広い取り組みとしました。

原告団と支援共闘会議が不眠不休で総力をあげて取

り組んだ結果、反町公園近隣地域住民の飛び入りの参加も含めて、八〇〇〇人が集いました。

一日中繰り広げられた多彩なイベントを楽しみ、同時に、横浜地裁でなんとしても勝利判決を勝ち取り、争議解決に向かおうとの機運が一気に盛り上がった祭りとなりました。この取り組みは地域でも話題となり、横浜地裁にもこの熱気が伝わったことは間違いありません。

③ 横浜地裁を動かした大衆的裁判闘争

九四年「四・二四ジャンボフェスタ」の大成功をはじめとして、裁判所に正義の世論を届けて公正な判決を出させるためにいわゆる大衆的裁判闘争を横浜地裁では徹底して行いました。

全国各地からの勝利判決を求める団体署名、一三一六三団体分を届けるための連日の裁判所要請行動は、第一〇〇次（要請参加人員一四六六名）までを数えましました。

全国の地方労連や団体二〇組織が、わざわざ横浜地裁に要請のために出向き、直接訴えてくれたことは裁判所に大きなインパクトを与えました。

原告は、判決日前後五日間の連続休暇を取り勝利判決をめざし様々な行動を取り組みました。また原告夫人や子供たちが手紙を携えて、裁判所に切々と訴えた

ことは、同行した要請団や裁判所の職員にも大きな感動を与えるものでした。

裁判所に向けた宣伝行動として、関内駅頭毎週宣伝四〇回、宣伝カーによる裁判所周辺連日宣伝行動を一〇五日間やり抜きました。

そして判決日には、早朝から主要駅頭宣伝、判決前の最後の裁判所要請行動、判決時間の一〇時前には、横浜地裁周辺を一二〇〇人の支援者が埋めつくし、固唾を飲んで判決を待ち、「勝訴判決」の垂れ幕が出た瞬間は、地鳴りのようなどよめきと歓声がわき上がり、その様子は松川事件以来のものだといわれました。

昼前の勝訴判決報告集会、勝利の昼デモが引き続き行われ、二方向から出発した一五〇〇名の隊列が、地裁前、東京電力神奈川支店前で整然と合流し、シユプレヒコールを唱和する場面は、感動的なものでした。

午後には、東電本店前解決要求行動と本店と支援共闘中央連絡会議との交渉が行われ、このなかで会社は、解決交渉に入ることを公式に言明しました。その後、夜には横浜で判決総括交流集会が盛大に行われました。こうした徹底した大衆的裁判闘争が、全税関横浜判決で原告敗訴判決を出した同じ裁判官に全面勝訴判決を書かせたことは間違いありません。

(三) 職場の声を大事にした創造的な職場の闘い

東電闘争における三分野の闘いの中で、もつとも困難な闘いである職場闘争は、東電闘争の解決とその水準を決定する重要な活動であると位置づけをし、東電闘争の勝利こそが職場の労働者の要求を実現する上でも、大きな意義を持つとの立場を堅持し、粘り強く精力的に闘いました。

① 毎年の春闘・秋闘で

繰り返し行なわれた職場アンケート活動

職場の要求結集と実現の手段として八九年春闘から毎年春、秋に職場アンケートを取り組みました。この活動は、争議解決後には「明るく働ける職場をめざす神奈川の電力連絡会」（以下電力連絡会）に引き継がれ、今日まで継続されています。アンケートを作成して全事業所の門前で配布し、その結果を中間結果報告ビラとして職場に返しました。取り組みの初期には、職場から原告団への極端なアレルギーを示す回答もありましたが、多くの職場労働者は真面目に真剣に回答を寄せてくれ、職場要求実現に対する期待が大きいことを表していました。

② 職場の声をとりまとめた政策活動

電源・原発関係、電気料金関係、職場労働条件関係

の三分野について、門前ビラ作成や労働組合選挙の公報、春闘ビラに役立ち職場闘争の力となるように、専門スタッフを配置して政策活動を重視しました。

③ 果敢に取り組んだ労働組合役員選挙活動

争議開始後、一九八三年に労働組合本部役員選挙に取り組んで以来、九五年度まで一三回の本部役員選挙を闘いました。職場ごとに行われる労組役員選挙には、全原告が一度は必ず立候補して闘うことを方針として取り組みました。

他都県原告団で取り組まれていない中で、一三年継続した神奈川のこの闘いは職場要求実現の場としても大いに役立ち、特筆に値する活動でした。

④ 原告の在籍しない職場でも行なった門前宣伝

争議の終盤には毎週の連続的な門前宣伝が行なわれ、多くの労働者が声もかけてビラを受け取るようになり、職場ではビラが話題になりました。また裁判行動日など、原告が一斉の休暇日は各地域担当者を中心にして原告の在籍しない職場へも同時の門前宣伝を行ない、全事業所の労働者が同一認識に立てるよう努力しました。

沼津・埼玉支店を含めた空白職場には、三交替勤務者を中心に担当者を配置して月一回の門前宣伝を定期

的に行いました。

⑤ 職場労働者との対話・自宅訪問で

職場要求結集と支援の訴え

参議院選挙をはじめとする各種選挙の時期に合わせた一万人対話運動が精力的に取り組み、電話作戦や自宅訪問活動などを電力労働者後援会として取り組んできました。

神奈川では五千人との対話を真正面に掲げ社員名簿の総当り作戦を何度も展開しました。労働者宅訪問活動に参加した原告からの感想でも「相手は良く話を聞いてくれた」「原告団の配布した門前や住宅へのビラについてもよく読まれていることが分かった」「勇気を出して足を踏み出すのが大切」など、この運動の重要性が改めて認識されました。

⑥ 上司への問い質し活動は説得活動に発展

職場活動において守勢から攻勢に転じた運動として、問い質し・説得活動は極めて重要な活動でした。自らの差別をなくす職場活動として、九〇年春より原告団として統一的に、同時期・同一内容で具体的要求を掲げた申し入れ文を持って、管理職（非組合員）の査定権者に一斉に処遇の是正を求める「問い質し」活動を取り組みました。

九二年春から、「問い質し」文書はそれぞれ各人が職場の実態に合ったものを作成することになり、自分の問題として自ら作った文書で質の高い「問い質し」が開始されたことは重要な成果でした。

争議の終盤には「問い質し」から、「説得」活動と位置づけを変えました。これは、上司をも解決に理解を示す立場に変化させなければ、職場の反共労務政策は打ち破ることができないとの論議から、質的に発展させたものでした。解決後をにらんだ精力的な「問い質し」、「説得」活動が毎月のように行なわれました。

忘れてならないのは職場での活動に呼応する形で、全事業所への要請行動を支援共闘会議が系統的に取り組むなかで、内外の運動が相乗効果となって職級・職位・資格の一ランク是正を全原告が勝ち取ることができました。この粘り強い一ランクアップの闘いが、全面解決時の差別是正の水準をかつてない高いものとすることに結実しました。

(四) 終盤の一億円借り入れ運動の

成功が運動を飛躍させた

神奈川の財政活動は、主として原告団の財政活動によってまかなわれてきました。原告団は、団費、夏・冬のカンパ、事業活動（新茶の販売や、寒風のなか家族も含めて一日がかりで塩まみれになって作業を行う新巻鮭の販売など）、争議団運動の中での統一行商活動が中心で、たいへんな努力をしながら財政を確立してきました。

また、大きな行動や集会を取り組む時には、集会、行動成功のためのオルグの中で財政的な支援をあわせて訴え、団体・個人から協力を得て行動成功の大きな力になりました。

四次にわたって取り組まれた全国総行動の中でも、行く先々で行動成功のためのさまざまな支援をいただき、その上、財政的にも「奉賀帳」でのカンパに積極的に応じていただきました。神奈川担当の地域だけでも、二六六万円の多額なカンパが全国行動の中で寄せられました。

九一年五月に支援共闘中央連絡会議が結成され、運動の飛躍とともに財政規模も大きくなりました。その財政規模の推移を年度別に見ると、九〇年度比の支出は、九一年度三二四％、九二年度三八九％、九三年度二七四％、九四年度五九三％、九五年度二九〇％でし

た。

大きくなった財政規模は、財政活動の強化と借入金によって保証されましたが、神奈川における二回の借入金運動では、六五二〇万円余の目標にたいして、原告団の多くが自ら拠出するとともに支援共闘加盟団体、労働組合、民主団体、支援する会員、原告、個人などに広く訴えた結果、二六団体・一〇六名の団体、個人が快く応じてくれて目標を超過達成しました。

この運動を取り組むにあたって、当初原告団の中では、金額の大きさや、目標の金額が集まるのかどうかなどをめぐって、原告団事務局会議や職場単位の原告団会議で大論議になりました。その結果、勝利を勝ち取るうえで、なくてはならない闘争資金と位置付けて決意を固め、全力をあげて借入金運動を展開しました。

この運動は、闘いの到達点を明らかにし、勝利の確信を原告自身が語ることによって相手に理解され協力してもらおうという、運動面ではこれまでにない質的に高い水準を求められる取り組みでした。これは、財政確保と全面解決を勝ち取るうえでの必要条件でもありました。

支援の多くの方々から、借入金に際じてくれているときに、原告のなかで金額の大小にかかわらず、自らが一定の負担をする事ができず、外に向かっても働きかけをしない、またできなかった

という弱点も一部に残りました。しかし大部分の原告は自らがその先頭に立ち、それが全体の取り組みに大きな弾みをつけました。

四、東電闘争における闘いの教訓

(一) 運動と解決に責任を持つ

東電闘争支援共闘会議の果たした役割

① 全県の反「合」権利闘争の粹を集めた

神奈川支援共闘会議の結成と果たした役割

神奈川支援共闘会議の結成は、八七年から準備に入り、一一・二六東電神奈川支店前行動を二〇〇名で成功させ、一二・九大集会（西区公会堂）には一五〇団体九〇〇名の人々が結集し、熱気あふれる大集会を成功させて東電闘争神奈川支援共闘会議の結成気運を作り出し、八八年五月三一日に結成されました。

支援共闘会議が結成されるまでは、東電闘争は裁判中心で、運動もほとんどない状況で弁護団からも、法廷闘争至上主義と批判されるような状況でした。

原告団では、「独占企業という会社の性格・体質から争議解決はあり得ない、裁判は最高裁まで行くのでは」との認識もあり、全ての活動を法廷闘争一本に絞っていたのです。このような状況で支援共闘会議結成

に際しては、原告団の中でも支援共闘についての理解不足があり、そのため次のような笑い話になりすることも起きました。当時法対部は資料室を持ち、法廷の準備を行っていましたが、その資料室に重要な資料が多くあり、法対部員しか入室出来ない状態にありました。そこで支援共闘の役員といえども入室を拒否するとして、入室させない方針を決めるなど、今では考えられないようなことがまともに行われていたのです。支援共闘会議が結成される中で東電闘争は飛躍的に前進を開始しました。原告団一人一人を鍛えるため、支援共闘会議は基本方針を次のように策定しました。

①原告団の団結の強化、②組織の強化、③要求の明確化、④職場からの闘いの強化、⑤東電包囲のための政策の検討。⑥全国的な宣伝・抗議行動展開、⑦裁判闘争の強化、⑧早期勝利に向けた年度別獲得目標の設定、具体的方針としては、①原告団指導部の強化、②情勢分析に基づく方針の確立と目標の設定を次のように決めました。

八八年度は「解決に向けて準備の年」（足腰を鍛える年）、八九年度は「解決を目指す年」、九〇年度は「解決の年」として、三ヶ年計画を立て最初の一年は足腰を鍛えることから始めました。

この中で原告達は自らを変革して方針をやり抜くこと、困難の山を乗り越えて更に新たな運動を展開す

ること等々を自らの実践の中でつかみ取り前進が始まったのです。この中では全県下事業所抗議要請行動や県内二〇〇駅頭宣伝を行うなど、それまでは考えることも出来なかった運動が大きく展開されました。

また、争議は必ず解決しなければならぬとして、そのために何をなすべきか、県下各争議の教訓に学びながら、電力資本の弱点は何か、勝つための運動をどう構築するか、そのために原告団の団結をどう強化するか、原告団の団結の基準は決められた方針をどう実践するかなど、様々の討議が行われ原告一人一人が、方針を必ずやり抜く中で自らを鍛え変革し、更なる課題に向かって前進する闘いが始まりました。

そしてこの闘いの中で、原告が鍛えられ、困難を切り開くためには自らの頭で考え、自ら実践しその課題を切り開く活動を身につけていきました。

争議解決の水準は原告団の団結の度合いで決まると言われていますが、東電闘争が大きな成果を上げたのも原告団が常にこの団結を大事にしてきたからです。困難な問題も相互批判をしながらも常に方針で団結し、その方針を実践する中で検証し、闘いを切り開いてきたのです。支援共闘会議の役員は、活動の先頭に立ちました。

神奈川支援共闘会議には、一二二労組・団体が加盟し、毎月の幹事会で情勢分析、具体的運動の取り組み

と総括を民主的に行ってきました。また、神奈川支援共闘会議の役員は、九人の代表委員と幹事、事務局長、事務局で構成し、原告団は事務局員としてその任にあたりました。また、機関会議である幹事会には常任弁護団から極力参加してもらいました。

大衆的裁判闘争を進めるために弁護団、原告団、支援共闘会議の団結も重要です。神奈川でも三者会議が設置され、主として裁判闘争方針について討議・決定・実践がされました。この中でも支援共闘会議は前述のような方針を提起し、討議を深め三者の団結強化のために努力しました。

このように神奈川の東電闘争を指導し、解決に至るまでの指導を貫いてきたのは支援共闘会議であり、この支援共闘会議がなければ東電闘争の輝かしい勝利も勝ち取ることが出来なかったのは明らかです。

② 各都県支援共闘会議が総結集した

東電闘争支援共闘中央連絡会議結成の経過

東電闘争は準備段階から、各都県それぞれの運動の歴史の違いや組織の形態の違いなどから闘いの性格、反共主義との闘いの回避、争議団構想、闘いの軸足、闘う財政、役員宅要請行動、全国行動等々さまざまな問題で意見の違いがあり、団結上、解決しなければならぬ問題をたくさん抱えての出発でした。

これらの困難を克服し高い水準での全面解決が出来た要因として真つ先に上げられることは「争議の運動と解決に責任を持つ」支援共闘中央連絡会議が出来たことです。この支援共闘会議をつくる過程においても、問題は数多くありましたが、その中で決定的に違った意見は次の二つでした。

それは中央の支援共闘会議の組織形態についてです。その一つは「日本経済のリーダーカンパニーである東京電力との闘いで局面を有利に打開するには、ナショナルセンターや中央単産を結集した強力な指揮・命令権をもった『中央支援共闘会議』とし、議長制でなければだめだ」という主張で、東京の原告団・支援共闘会議を中心に根強くありました。

もう一つは、東電闘争は分散提訴形式をとり、一都六県の原告所在の地域運動を中心に発展させ、その力を東京電力本店に集中する闘争形態を取っている。したがって東電闘争全体の運動と解決に責任をもつ組織として、「支援共闘中央連絡会議」をつくり、各都県の支援共闘会議がそれに加わり、代表委員制をとるという実態に即した主張でした。

この件に関しては、激烈な討議が長時間繰り返される中で、やっと後者で意見の一致を見ましたが、その後も根強く前者の主張は残っていましたし、現在も残っている問題点です。

以上の論議を経て、闘う組織の中心として「争議の運動と解決に責任を持つ」支援共闘中央連絡会議が九一年五月に結成され、統一的な運動を大きく展開することが出来ました。

③ 東電闘争支援共闘中央連絡会議の果たした役割

支援共闘中央連絡会議は、各都県の運動の歴史が違うことを理解し、上からの指示ではなく各都県の自主性を尊重しながら、統一を追求する組織形態を取りました。

各都県が対等平等の関係であることを確認し、各地域から運動を強化し、粘り強く草の根からの運動をつくってきました。ネームバリューのある人を議長に据えれば、リーダーカンパニーである東京電力を相手にするにふさわしい支援共闘となり、闘いは前進するという安易な考え方ではなく、各地に根ざした運動で闘ったからこそ大きな勝利を勝ち取れたのです。

東電闘争の解決交渉は「争議の運動と解決に責任を持つ」支援共闘中央連絡会議と原告団を中心として自主交渉によって全面解決しましたが、このことが高い解決水準を勝ち取る大きな要素となりました。

この形態は他の争議でも従来からありましたが、大型争議がこうした形態で全面解決したことは特筆されます。

とかく、裁判所の職権和解では、「足して二で割る」ような和解案が出されることがあり、また裁判で争っている内容では交渉できませんが、たとえば、原告以外の賃金は正、原告の解決後の賃金の決定などは、自主交渉で行う方が職場の実態をふまえた詳細且つ具体的な交渉ができたからです。

東京電力が支援共闘中央連絡会議を解決交渉の相手として認めるまでには相当の時間が必要でした。法的な位置づけもなく相手から見れば実態のわからない組織であり、はたして解決交渉団として信用出来る組織なのかどうかを東電は徹底して検証してきました。東電闘争の運動の量と質、それに伴う支援共闘中央連絡会議の統一して束ねる力、支援共闘中央連絡会議と原告団との団結の度合い、それぞれの事態に対応する力量や能力等々全てを検討し、この組織が東電闘争の「運動と解決」に責任を持って対応出来ることを確認したものと思われまます。

東電闘争が会社の恣意的な介入を許さず、画期的な勝利を収めることが出来たのは、「争議の運動と解決に責任を持つ」強力な支援共闘中央連絡会議があったからです。また支援共闘会議の中心的幹部は誰でも良いわけではないことも明らかです。豊富な争議の指導経験を持ち、原告等を激励しそして鍛え、新たな闘いを切り開き、冷静に情勢を分析し、勝利を切り開く指

導能力を持った人達が要求されたのです。

(二) 神奈川の支援する会の果たした役割

① 神奈川では二七一五名の会員に

支援する会会員の闘争に果たした役割は、大きなものがありました。それだけに会員拡大に必死で取り組みました。原告や職場ごとの会員数を正確に把握するとともに、先ずゼロ会員原告をなくす事から始め、原告個人と職場ごとの目標を定め、期限を決めて目標達成に向けて取り組みました。それだけでなく、争議情勢に合わせて拡大月間を設定し集中的に取り組み、支援共闘の幹事会でも役員へ率直に訴え、協力を得ました。共闘会議役員・支援する会役員の人たちが一〇〜二〇名と会員を増やし、それが原告を励ます相乗効果を生み、最終的には二七一五名の会員を得ることができました。

支援する会は、個人加盟ですから組織の動員枠にとられることなく、会員個人の自覚によって、行動への参加が可能になります。要は訴える側の真剣さと迫力によって行動参加に促されてくれるか否かが決まってきます。

行動への参加動員は、原告が必死になって目の色を変えるかどうにかかっています。原告団と協力し

て参加要請書と支援する会ニュースその他資料を郵送し、その後会員全員に参加依頼の電話をかけて要請を行ないました。二〇〇〇名を超える会員ですから、会事務局だけではとても間に合わず、原告は勿論家族会にも協力してもらい、名簿を分担して会員への参加要請を行ないました。

支援する会の中央組織は、原告団中央組織の会担当者が出席して、月一回各県代表が東京に集まり定期的な会議を開催していました。

中央支援する会からは、一都六県で一〇〇〇〇人の会員を獲得する目標が提起されました。

神奈川は、当面二〇〇〇人を突破することを目標に掲げていましたが、最終的には神奈川が底力を発揮して全体の牽引車の役割を果たし、解決調印日には、全体で一万人を超える支援する会になりました。

② ニュースの定期発行と活用

これらの活動を推進し、会員との結びつきを深める大きな役割を果たしたのが、「支援する会ニュース・自由への出発」でした。会の方針や争議情勢を会員に知らせ、争議支援の力になる編集に努め、月一回定期発行して会員へ届けました。二〇〇〇部を越す郵送は大変な作業で、これまた家族会の協力を得ました。また、ニュースは会員拡大月間では内部資料として臨時

に発行し、会員増の到達点や教訓などを掲載して原告を励まし、運動の前進に活用しました。

③ 裁判日は東電神奈川支店前で

野菜の青空市と宣伝行動

横浜地裁の真向かいにある東電神奈川支店は、裁判日には正門のシャッターを閉じていました。支援する会は、支店正面入口前で裁判日に毎回、支援する会独自活動として「青空市」を開きました。

中井町の農民組合と連携して、無農薬・有機栽培の新鮮な野菜や果物を仕入れて並べ、裁判日の行動を盛り上げる役割を果たしました。大変なのは品物の仕入れで、予め相手先と連絡をとり注文と品揃えを調整し、品物によっては、前日か当日四時起きして、早朝に引き取りに行き、調達して青空市に直行することもありました。

横浜の中心、官庁街での青空市とあって、通行人も珍しそうに立ち寄り、裁判所や神奈川支店の食堂の人が必ず買いに来る等、何人かの「固定客」もできて、東電闘争の一つの目玉として近隣の話題となり、名物青空市として東電闘争を宣伝し広げる役割を果たしました。

(三) 原告を支え共に闘った家族会

一九年もの長期にわたった厳しい闘いをしつかり支え、原告とともに歯を食いしばって二人三脚で歩んできた家族会は、原告団の最も頼もしい同志でした。

神奈川家族会は、情勢を変えるような重要な行動には、大勢の家族や友人を連れて参加し、行動を盛り上げる大きな役割を果たしました。また、横浜地裁の結審前や判決前の地裁要請行動では、裁判長に手紙を書いてそれを読み上げて要請をおこない、裁判官に感銘を与えるなどの活動を家族ぐるみで行い裁判所を動かす力にもなりました。

また、これらの行動のたびごとに、家族同士の交流と連帯も強めて組織的な成長も遂げ、二・二九大集会、二・二二大集会や四・二四ジャンボフェスタ、横浜地裁判決前など重要な時期には、自発的に原告団事務所に詰めて、事務処理や電話による要請をするなど原告団の仕事を手助けし、文字どおり原告団の一員としての気概で奮闘しました。

家族会の行動は、他の争議の家族会を凌駕したものであるとして、争議団運動に新たな到達点を作り、県内労働運動からも評価されました。

(四) 六地裁分散提訴での裁判闘争の進め方と

大衆的裁判闘争

① なぜ六地裁に分散提訴したか

東電闘争では以下の観点で東京地裁一括提訴ではなく、六地裁分散提訴を選択しました。

これは一つには裁判闘争を効果的に進める上での判断でした。司法反動が強まる中で“労働者を敗訴させることに使命感と快感を持つ”と言われていた東京地裁民事第一九部（労働部）に大量原告として集中させないで各地裁に分散した方が、東京電力の裁判対応を分散させ、また、各地裁の裁判進行の中で、矛盾を引き出せることに役立つという判断でした。

二つには、運動面からの判断でした。原告等は東京、神奈川、千葉、群馬、山梨、長野、茨城の東京電力各事業所に働き、それぞれの地域諸運動と一定の結びつきをもつて活動していました。こうした現状から、本店所在地である東京地裁に集中提訴するより、各地裁に提訴して闘う方が地域を基盤にした闘いの発展に結びつくという判断でした。

また東京電力が公益事業・地域独占企業として大企業に安く、国民に高い電気料金を押しつけ、国民が不安を感じている原子力発電を強行していることから、こうした東京電力の国民の要求に背を向ける企業体質を改めさせるという国民要求実現をめざした地域から

の闘いに寄与できるという判断もありました。

各都県原告団が、自らの職場での闘いに責任を持つと同時に地域共闘の発展への取り組みや支援する会の組織化を進めるためにも有利であり、こうした取り組みを強める中から、各地で職場に自由と民主主義を確立する闘いを発展させることは、東京電力を社会的に大きく包囲する条件を作り出すことに寄与するという討論を積み重ねた上での結論でした。第三に裁判の長期化を防ぐというねらいもありました。

② 人権裁判から思想差別裁判に

― 裁判闘争の進め方 ―

大企業東京電力を相手にした思想差別裁判は、日本の裁判史上類を見ないので、従来から労働事件で裁判所が、思想を理由とした不当労働行為などについては判断を避けるか、却下してきた反動的対応、最高裁の裁判官会同による下級審締め付けによる反動判決などの状況の中で、東電思想差別裁判（このように一般的に呼ばれるようになったのも闘争終盤からで、当初は思想差別とは言わず「人権裁判」と呼ばれていました）で勝利するために弁護士団、支援共闘会議、原告団は全力で取り組みました。

とりわけ東電思想差別事件のような重要な裁判では、法廷内の闘いだけでは勝利することが困難になってい

る状況のもとで、徹底的な大衆的裁判闘争が裁判闘争勝利の為に必要不可欠の条件でした。

原告団・支援共闘会議・弁護士団の裁判闘争勝利のための運動があったからこそ五地裁で連続勝利したと言っても過言ではなく、まさにこの五地裁勝訴を武器に更に運動を進展させて、東京地裁での判決前に自主交渉で全面解決出来たと言っていよいよでしょう。

③ 判決順序と裁判所・裁判官評価

― 具体的な法廷戦術 ―

a. 六地裁の判決順序について

総論立証が終了し、各論立証の終了・判決を展望される段階で、中央段階では、どの地裁が先に判決を取るのが弁護士団、支援共闘会議、原告団で討議されました。

闘いに勝利するためには、裁判の初審で勝利するか否かが、闘いに決定的に影響を及ぼすことは多くの労働争議で経験しているところです。東電思想差別裁判は一都五県の六つの地裁で争われていました。そこで、最初の判決をどこの地裁でとるか論議になりました。その判断基準を決める際に、支援共闘中央連絡会議は三者会議（弁護士団、原告団、支援共闘会議）に以下の基準を出し、これに基づいて判決順序が決められました。

判決順序についての四つの基準は

- (i) 裁判官の経歴
- (ii) 証拠による立証は充分か、会社の主張にかみ合った主張がされ論破されているか
- (iii) 東電裁判に対する裁判官の対応はどうか、最高裁会同（原告の能力の立証は原告側で行わせる）の立場をとっていないか
- (iv) 大衆的裁判闘争を進める運動体の力量はどうかであり、この四つの基準に基づき、前橋地裁を先頭に判決をとることになりました。

b. 裁判所との対応のあり方の基本について

もう一つの点は大衆的裁判闘争を進めるに当たって、上記のどの裁判所が先に判決をとるか等の方針決定と実践での弁護士、原告団、支援共闘会議の団結の問題です。

大衆的裁判闘争を進めるに当たって、東電闘争の場合、支援共闘中央連絡会議が結成されて以降、弁護士、原告団に支援共闘中央連絡会議も加わった三者の「法廷対策会議」が設置されました。これは闘争勝利のために組織の違う三者が一体となって闘うためには必要なものでした。

中央段階では「法廷対策会議」が、神奈川では最終盤になってですが、「三者会議が」設置され主として

裁判闘争方針について討議・決定・実践されました。

神奈川では地裁結審という重要な段階を迎えるなかで、裁判所とのやりとり、マスコミとの対応などについて個人プレーをなくし、組織的対応をするために「三者会議」で討議されました。

裁判所に組織的に討議・決定した原告側方針を正しく伝えることもあり、裁判所への対応方法を次のように決めました。

(i) 裁判所にたいする判事面談などは三者で検討し、中央連絡会議の方針も踏まえ、三者の意思統一した内容で行う。

(ii) 判事面談は複数で対応し、弁護士と共に必ず原告も参加する。
の二点です。

④ 二次提訴、裁判官忌避など原則的な大衆的裁判闘争

A. 法廷の節々に運動を旺盛に行い、裁判所を包囲する闘いを広げていきました。

以下にその内容を列記します。

- a. 横浜地裁での腕章着用闘争
- b. 神奈川支店抗議行動・要請行動
- c. 神奈川総行動
- d. 県下の東電全事業所門前宣伝行動
- e. 企業ぐるみ選挙の告発運動

- f. 他争議団との共同行動
- g. 県下東電社宅へのビラ全戸配布宣伝
- h. 県内地域連鎖集会和網の目集會
- i. 東電神奈川支店前の青空市
- j. 職場要求アンケート活動
- k. 役員宅要請行動
- l. 経団連申し入れ行動、経団連副会長企業要請行動
- m. 結審を目指す横浜地裁包囲行動
- n. 各論終了日行動
- o. 署名運動
 - ・「あら探し」証人却下署名
 - ・裁判促進署名
 - ・早期結審を目指す署名
 - ・勝利判決を出させる署名

B. 安国裁判長の忌避闘争

横浜地裁第七民事部（労働部）の安国裁判長は、資本寄りの訴訟指揮をたびたび行っていました。が、八五年一二月の裁判において、東電が申請した二〇〇名近くのあら探し証人を採用する方向が明らかになりました。このような審理になるとまさに一〇〇年裁判となり、原告救済の道が閉ざされるため、原告団と弁護士が討論し、裁判長忌避の決断をしました。

東電闘争の前進と、神奈川の反「合」権利闘争を前

進させる立場から、神奈川の闘う労働運動を目指す人々や、神奈川争議団、神奈川の民主的な弁護士を含めて討議し、「安国裁判長追放実行委員会」を結成して忌避を決めました。そして、繰り返し裁判所要請行動を始め、世論に訴える宣伝行動などを強化して、八年四月、安国裁判長を他裁判所に転出という形で追放することが出来ました。

そして法廷に於ける「アラ探し証人」の数は一都六県のなかで神奈川が一番少ない結果となり、裁判促進に大きく寄与しました。

C. 二次提訴に立ち上がった職場の支援する会員

東電闘争の初期には、原告団とそれを支援する「支援する会」の二本立ての組織形態をとっていました。

これは職場で原告を支援する人びとを拡大しながら会を発展させ、労働組合を階級的民主的に強化する目的をもっていました。

その後、東電闘争が大きく前進する中で、支援共闘の指導で二次提訴問題が生じました。その理由は、二次提訴することにより、原告団員数が増え、活動も新たに大きく前進することができ、また二次提訴は、運動全体を押し上げ、早期解決に向けて大きな力になるというものでした。

そのためには、職場支援する会員が自ら二次原告と

して打って出て、東京電力からかけられた違法な反共労務政策を断罪する闘いに立ち上がることが重要であり、そのことにより職場支援する会員にかけられている反共労務政策を一次原告と同時に解決することができます。また、二次提訴により職場支援する会員の法的請求権が確立すると判断されたからです。これを放置しておく、裁判所和解などに入った場合、支援する会員については、請求権がありませんからその対象から外される可能性が大であり、支援共闘としても、支援する会員の解決に責任を持つことができなくなるからです。

そのため神奈川では、職場支援する会員全員の説得活動に入りました。会員一人一人を説得しました。

しかし会員の中には、一次原告になりきれなかった様々の理由がありました。家族との関係でどうしても共産党員であることを隠さざるを得ない人、共産党員としての存在を職場で明らかにすることが出来ない人等々、それぞれが深刻な悩みを持っていました。

原告団はそれぞれの職場支援する会員の担当原告を決め、この担当が職場支援する会員の家庭に行って家族を交えての説得活動など様々の活動を展開し、九年一月二三日、神奈川では一名(全体で二九名)が二次提訴に立ち上がりました。そして、新たな闘いの体制が構築されました。

そして統一した原告団として闘った結果、解決内容は一次、二次提訴の区別のない是正を勝ち取るものが出来ました。また二次提訴によって、原告団の団結が更に強化され、会社に対しては、原告団だけでなく東京電力の職場から思想差別をなくし、解決促進と解決水準を引き上げる重要な役割を果たしました。

D、勝利判決を勝ち取る闘い

a. 署名運動では横浜地裁に提出した勝利判決を求め
る団体署名数 一三一六三団体

b. 連続的な裁判所要請 第一〇〇次要請実施

c. 裁判所周辺での宣伝行動 宣伝カーによる毎日宣伝行動一〇五日間

d. 全国二〇の全労連地方組織代表の横浜地裁要請行動

e. 平和と労働会館屋上にアドバルーンを上げ宣伝

f. 九四年四月から判決の一月まで毎月大きな連続的・波状的行動

g. 判決日前後五日間連続行動

(五) 横浜地裁判決を勝利に導いた弁護団の奮闘

① 会社を圧倒した神奈川弁護団の主張立証活動

横浜地裁結審に向けた最終書面の作成における神奈川弁護団の奮闘は、精力的で、全面的な取り組みでした。全常任弁護団が任務分担して、原告全員の最終準備書面を作成し、我々が結審を要求していた時期までに提出し終わりました。

しかし全税関横浜反動判決に見られる司法反動の想像以上の進行にたいして、「どんな裁判官の下でも勝利できる主張立証を」という方針で、補充書面の作成を行い、総数一一通の準備書面と裁判所からの要請であった甲号証の立証趣旨の作成を期日までに完成させました。特に被告の総論準備書面は最終になって主張を変える内容で、しかも一六〇〇余ページに及ぶものでしたが、これにたいする反論も完璧に行いました。

この準備では、何人かの弁護士は原告団事務所常駐し、また五月の連休を返上して書面作成に取り組みました。文字通り絶対負けない気迫でやり抜きました。

同時に法対部を中心に原告団も休祭日返上で連日連夜奮闘し、立証趣旨の作成・職位実態調査・書面作成を行い、弁護団と二人三脚で頑張り厚い立証が出来ました。

そして結審日の法廷は、原告・弁護団が被告の三〇

年間に亘る反共労務政策とそれに基づく思想差別・人権侵害の実態を告発し、文字通り原告側が法廷を圧倒し、被告は一言もない状態で、高い水準の結審を勝ち取りました。これら弁護団と原告団の奮闘が、勝利判決を勝ち取る上で大きな力となりました。

② 職級・職位実態調査で大幅な格差を認めさせる

神奈川県内に入社した原告等と同期同学歴の社員一七〇〇名の職級・職位の実態調査を行い、原告等と同期同学歴者との格差の実態を明らかにして、被告会社に差別の実態を認めさせる事が出来ました。

これは、社内報(社員の昇級動向)一〇数年分を詳細に調査し、一七〇〇名社員の職場・職級・職位の昇級実態を明らかにすることから始めました。四〇〇〇〇人社員の中から一七〇〇人を一〇数年間分を手作業で探し出すのは大変な作業でした。

この調査の結果原告等と同期同学歴者との格差が明らかになり、更に労働組合資料(賃金実態調査表)より、各人の基本給、基準内賃金も明らかにしました。

これら調査結果を分かり易くグラフ化や統計学的分析を行い、原告等が同期同学歴者の中で、全くかけ離れた集団(離れ小島の現象)になっている実態を明らかにした結果、遂に会社も認めざるをえなくなりました。

また裁判官を説得することができ、大幅な格差の事実

については訴訟上決着がついたといえます。

提訴段階で入手した資料は、組合資料しかなく、格差請求も組合員比較によるものでしたが、弁護士と原告団は、弁護士会議などで検討した結果、この取り組みに挑戦することになり、総力をあげた結果、原告と全従業員との格差がより浮きぼりになり、勝利判決に寄与しました。

③ 横浜火力で現場検証の実現

民事事件、とりわけ賃金差別事件では困難とされていた現場検証について、訴訟促進の立場から一貫して求めてきました。これには会社が同意せず、裁判所も取り上げようとしませんでした。しかし、会社寄りの訴訟指揮をしていた安国裁判長忌避後の新しい裁判長の下で弁護団の奮闘もあり現場検証が実現しました。

この現場検証では、会社側の説明に比べて原告等が自分の仕事を生き生きと説明し、また発電所設備の説明でも会社側（部長クラス）より原告等の説明が裁判官にも分かり易かったとの職場労働者の感想が聞かれるほどで、裁判官にも大きな感銘を与えました。そして安国裁判長の忌避闘争、横浜火力の現場検証などの結果訴訟進行もその後一period一原告方式となり一都五県の中で最も早い進行になりました。

(六) 解決への力となった地域からの闘い

東電闘争は当初より、東電が地域独占企業として地域住民と直接関わりを持つ経営を進めていることに着目して、地域から東京電力を包囲する闘いが必要であることが指摘され、「地域の仲間との団結と共闘の強化」を念頭に進められてきました。

争議当初は県・地域争議団を中心に

・一人争議や小規模争議への支援

・他争議解決への相互支援の強化、共同行動の追求

・地域総行動の取り組み

など、県内争議解決と地域運動の発展を念頭に闘いが取り組まれてきました。

また、本争議を単なる差別撤廃闘争とせず、「職場に自由と民主主義を確立する」闘いと位置付け、「職自連」活動の中心的役割を果す活動も展開してきました。

神奈川支援共闘会議は結成のときから、「地域統一労組懇の強化に寄与する」方針を掲げ、県内一六地域に原告を配置しました。

その結果、東電闘争が県内各地から発展し、争議解決に大きな役割を果しました。これは「独占大企業を要求で地域から包囲する」運動として、神奈川の労働運動の階級的民主的強化に寄与してきました。

これらの闘いを進めるうえで、当事者である原告団

の闘う姿勢、解決をめざす目標の明確化、何よりも闘いの軸足を明確にして、闘うセンターに依拠し、闘うセンターの発展につながるような争議運動を、支援共闘会議と共同して構築してきたことが決定的に重要でした。

① 東電事業所を変えた一六地域からの闘い

東京電力は地域独占の公益事業として県下主要地域に網の目のように事業所を設けています。

そこを拠点にいろいろな方法で地域住民の動向を探り経営方針に生かしています。そのことは必然的に地域住民のさまざまな要求（電気料金・原発・電源立地など）に耳を傾けざるを得ないという側面を持っています。東電を地域から包囲する客観的な条件を備えていました。

原告団は、県内一六の地域に担当者を配置できるように、まず各地域毎に、闘争支援を訴え同時に東電に対する要求を聞く「連鎖集会」の開催に取り組みました。この運動を通じて地域での力を蓄え、一六地域に担当者を配置できるようになりました。

こうして配置された地域担当者が中心となって、地域の労働組合や民主団体の人々と一体となって、地域での運動構築にも全力を挙げながら、東電を地域から包囲する新たな陣地を構築しました。

東電闘争の最終盤の重要な行動は、基本的に一六地域の力によって支えられてきました。

八九年の一〇・一三第三次県下全事業所抗議要請行動には延べ四〇〇団体一、四〇〇名が参加し、一一六駅頭と二二カ所の東京電力事業所に抗議要請行動に取り組みました。

九〇年の一〇・一二提訴一四周年全事業諸要請行動では神奈川労連、国鉄対策委員会、全税関、JMIU日産と共同行動として取り組まれ、一七〇駅頭宣伝、一四箇所のJR駅長交渉、二八東電事業所要請行動など延べ二五〇〇名が参加しました。

九一年の一〇・一八関東甲信越総行動は神奈川では、二二三駅頭宣伝を実施し七一、〇六〇枚のビラを三五三団体七三五名で行い、支店要請行動には六九団体一五二名、神奈川が担当している埼玉行動に延べ六八名が参加、静岡行動五六名の参加、東電本店要請行動に六七名参加、柏崎・刈羽原発要請行動には一一名が参加しました。

九四年の四・八本店包囲連続行動には二一〇名が参加し、四・二四神奈川ジャンボ・フェスタには八〇〇〇名が集まり、五・二〇全国総行動、真夏の暑さ真っ盛りの八・二一横浜地裁・神奈川支店要請の一日行動、横浜地裁判決前の連続的な地裁要請行動もきっちり取り組み、原告勝利判決につなげてきました。

そして、一一・一五横浜地裁判決日行動には、一二〇〇名もの人々が判決を見守り、松川事件以来と言われる判決日地裁前の人波となり、また、これらの運動を支え成功させたのは、目標を明確にし、それを掛け値なしに追求し、地を這うようにオルグをおこなって、地域から結集をはかった一六地域の運動でした。

争議団が県下一六の地域に専任の担当者を配置し、その地域の運動で担当者に責任を持たせる構えをつくったことは、神奈川の争議でも東電原告団が初めてのことでした。

また、争議団の地域における労働運動との関わりの一つの典型をつくることができました。

② 「神奈川総行動」の成功のために原告団が奮闘

神奈川労連や県春闘共闘会議の全面的協力を得て、一六地域での駅頭宣伝や東電の事業所や関連金融資本、行政などへの抗議・要請行動への参加と、行動の成功のための要請とともに、地域の労働組合・民主団体の要求実現の闘いにも目の色を変えて取り組むようになりしました。

具体的には県下全事業所抗議・要請行動、関東甲信越行動、全国総行動、駅頭宣伝行動など、必ず地域から参加を得て、原告と行動をともにしていただけるようになりしました。こうした行動の積み重ねで「東電闘争

の課題は自分たちの闘いだ」「東電の行動に参加することで組合の活性化が図られる」「東電のオルグが入ることとで地域の強化の助けになる」などの声が寄せられるまでになりました。

そして、全国的にも注目されている「神奈川総行動」を成功させる要因の一つに東電原告団の熱心な活動があったとの評価を得るようになりました。

(六) 原告団の団結はどう勝ち取られてきたか

一般的に解決の水準は原告の団結の度合いで決まると云われています。では団結の基準を何処におくのか、東電闘争では自ら決めた方針を団結の基準として確立してきました。

それぞれの目標や課題を設定し、相互批判や自己批判なども行いながら徹底的に論議し、新たな峰に向かって自らを革新するという厳しい闘いを乗り越え、その闘いの中で新たな陣地を構築してきました。この原則的な闘いが、高い水準の解決を勝ち取ることが出来た要因です。

① 専従体制のないなかで創意工夫を發揮し

欠勤して運動に取り組んだ

原告団には専従者体制のない闘いでした。それが出来たのは、大型原告団の特性を活かし、夜は通常勤務

者、日中は交替勤務者が勤務の合間をぬって活動しました。終盤の闘いでは、定年原告が、原告団事務所や神奈川労連事務所に詰め活動しました。

また、家族会が文書発送作業や諸行動に積極的に協力してくれました。しかし、原告の多くは有給休暇がなくなり、有給休暇だけでの運動では限界になってきました。そこで原告団では、役員が先頭を切って欠勤し、原告団として組織的に「欠勤しても闘おう」と討議し、意志統一をはかり欠勤闘争に入りました。

東電の職場では、通常、欠勤する労働者はまれでしたので、同僚など周囲の理解、上司の理解を得る活動を伴い、容易ではありませんでしたが、多くの原告が欠勤して運動に取り組みました。

② 自分の是正を譲り全体の是正水準を上げた

年功序列の是正とは、年齢の高い原告から順次、副長職、主任職の是正になりますが、常任交渉団のなかの定年間近の原告から「私たちは主任・副主任のままがいい、後輩を副長にすることが解決後の職場の運動には大事だ」と常任交渉団会議に提案がありました。

神奈川の原告三人ともう一人の原告から副長を辞退してもいいとの申し出があり、直ちに会社との交渉で、原告四人の副長辞退と引き替えに副長数を増やすよう提案し交渉を詰めました。副長辞退に会社は狼狽

していました。最終的に六〇人から六九人と九人増の原告が副長是正を勝ち取りました。

その結果、賃金是正額も平均一三万円にアップすることが出来たのです。このことは、原告団の団結の水準の高さを示すものです。

③ 最終盤の闘いにふさわしいゼッケンに変更

原告団のゼッケンは、提訴後「東京電力は憲法を守れ」「東京電力は人権侵害不当差別をやめよ」のスローガンで闘ってきましたが、九三年八月の前橋地裁判決当日からたまたかの性格を鮮明にし、会社に解決を迫ろうと「東京電力は思想差別を止めよ!」「東京電力は今すぐ争議を解決せよ」のスローガンのゼッケンに切り替えることを、統一原告団総会で確認しました。

ところが東京原告団を中心に一部原告のなかに、「思想差別の文言では、支援が広がらない」「労働運動にはなじまない」「今までのゼッケンは肌にはしみている」など新しいゼッケンを着用するのを拒む状況も生まれました。しかし、前橋地裁判決以降の運動の飛躍と世論の支援の広がりを見ると、情勢に見合ったこの新しくしたゼッケンのスローガンの正しさが見事に証明されました。

④ 一次・二次原告の一体化

東電闘争においても、二次提訴時には、一次原告とは別に二次原告団を構成すべきだとの意見も出されました。しかし討議の中で一次原告も二次原告も、東電原告団として団結し、一体化した活動を展開することが重要であると確認し、このことにより解決時に一次と二次原告の間に全く差別の無い賃金は正などの解決をはかることが出来ました。

⑤ 原告団と支援する会の分離について

東電闘争開始以来、一定の期間、原告団と支援する会が中央でも各都県でも一つの組織として運動を展開してきました。

これは運動構築の模索段階では積極的役割を果たしましたが、八三年ころから、系統的な運動を進める段階になって、原告団と支援する会の分離問題の解決が求められました。

当時、原告団中央役員会では、職場の支援する会会員が運動の指導部としての役割を果たす中で、原告団の主体的役割が薄くなると同時に様々な問題が生じました。財政問題では団費やカンパは全て中央に納入し、地方は還付金で活動するという形態をとっていました。団財政集めでは神奈川では目標を達成し全額納入しましたが、目標に未達の都県へも還付金はおけるといつ

た矛盾も発生しました。

このような中で支援する組織と支援される組織という目的の異なる二つの団体が、組織的にも財政的にも渾然一体の実態であることは、理論的にも誤りであること、運動上でもそれぞれの主体性を阻害し、両者の独自の発展を妨げます。また、上からの組織作りでは運動は前進しません。

神奈川では、原告団、支援する会をそれぞれ本来の目的に沿った独立した組織にすることを決め、団・会分離を一番早く実行しました。

その後中央段階でも各都県でも、団・会分離後に、団と支援する会が相乗的な役割を果たして運動が大きく前進しました。

⑥ 神奈川原告団派遣の

原告団中央役員の交代について

九〇年七月、統一原告団第一三回総会では、役員選出をめぐって残念ながら前代未聞の対立候補による投票での選出という事態が起りました。

八八年五月、千葉・神奈川に相次いで支援共闘会議が結成され、翌八九年には群馬・長野・山梨に続々と支援共闘会議が結成され（東京は八六年五月結成）、法廷の進行状況や原告団の主体的な力量の強化、支援の輪が広がることによって社会的包囲の運動も飛躍的

に発展しつつある状況を踏まえ、いよいよ争議解決をめざす機運が高まり、支援共闘会議の中央組織結成の動きが出はじめました。

特に神奈川では、支援共闘会議結成以来「足腰を鍛え、争議解決をめざす」方針で、それまでは考えも及ばなかったような連続的な運動を経験し、大部分の原告はこの方針に確信を深め、意気高く闘っていました。

このような客観情勢の中で、原告団の中核である中央役員は、情勢にふさわしく全体を団結させ、実践の先頭に立つ人で構成されることが、争議解決にとって決定的に重要なことでした。しかし、当時神奈川から派遣されていた中央役員は、神奈川原告団が討議して決定した方針と異なった方針のもとで行動しており、これが、団結上重大な弱点となっていました。争議当初からの中央役員は、山本解雇争議の指導部が中心になっていたため、東京地域を中心とした運動になっていて、関東甲信地域での運動を強化する方針が弱く、また、正面からの反共主義との闘いを避ける傾向、統一労組懇など闘う労働組合に依拠する運動展開に躊躇するなど、闘いを飛躍させることができず、原告団のなかで混乱が生まれてきました。

これを克服するために、神奈川から派遣された中央役員と神奈川原告団は、ねばり強く話し合いを行いました。意見の一致をみることでできませんでしたが、

神奈川原告団は、九〇年の中央原告団総会で神奈川派遣役員の交替を提案しましたが、神奈川から派遣された中央役員などが反対し、総会は混乱しました。総会議長は、議長判断として採決を提案し、神奈川原告団は粘り強く話し合おうと採決に反対しましたが、投票が行われ、結果的に、神奈川原告団の主張が多数意見となり、役員の交替が行われました。

五、各界からも評価された東電闘争の全面解決

九五年一二月二五日、東電闘争が全面解決して、支援共闘中央連絡会議、統一弁護士会、原告団代表による記者発表が、東京弁護士会館で行われました。テレビは、当日夜のニュースで報道し、各新聞は翌日の朝刊で大きく報道しました。全国紙、四七都道府県の各地方紙すべてが報道しました。そのなかには記者会見の写真や解説記事を掲載したものもありました。

しんぶん「赤旗」も解決後、連日報道し、二七日には、「思想差別許さぬ民主主義の勝利」と題する「主張」（社説）を次のように掲載しました。

「今回の東電思想差別撤廃闘争の勝利は、大企業のように横暴が法的にも、社会的にも通用しないことをしめしたものです」「この勝利和解は、日本の民主

主義の発展をめざす運動にとっても画期的な意味をもつています」とし、「民主主義の発展をめざす世論と運動を、社会のすみずみまでひろげてゆこうではありませんか」と締めくくっています。

また、全国の支援者、支援団体から各原告団事務所に電話やファックスで多数の「お祝い」が届けられました。原告団は、翌日の二六日の朝は、職場門前でお札の速報ビラを配布しましたが、職場でもこの解決が歓迎されました。

職場では、この速報ビラは、大事に保管され、争議が解決して七年后に定年することになった元原告に定年祝いの記念品として「お札の速報ビラ」が額縁に入れられ、手渡されるという出来事も生まれました。

(一) 労働運動が評価した東電闘争

東電闘争解決後、東電闘争支援共闘中央連絡会議・統一弁護団をはじめ、各都県でも総括が行われました。そして闘いの総括は、それぞれ総括集として発行されました。

これらの総括集のうち、東電闘争支援共闘中央連絡会議総括集「きりひらこうあしたを」と東電闘争神奈川支援共闘会議総括集「闘ってこそ自由」に労働界から寄せられたメッセージを紹介します。

① 暮らしと職場に憲法を

全国労働組合総連合事務局長 熊谷 金道氏

東電闘争団の仲間たちおめでとう。天下の大独占・東京電力を相手にした文字どおり不屈のたたかいに本当に頭がさがります。何人も侵すことのできない、人間の人間たる所以である「思想・信条の自由」を踏みにじって平然としている大企業、憲法も保障する基本的人権を守るため二〇年近くも裁判で争わなければならぬ日本、許すことはできません。憲法施行五〇年のいまこそ、「暮らしと職場に憲法を」の大きな声をあげましょう。

② 一六地域の闘いが神奈川労連運動の貴重な財産

神奈川県労働組合総連合事務局長

高橋 勝也氏

東電闘争の歴史的勝利は、神奈川の労働者・労働組合を大きく励ましています。

昨年の一〇月の総選挙で、重くおおっていた反共主義の力が崩れはじめ、日本共産党が史上最高の得票を得るといふ躍進をしました。この結果に見られるように、道理や意にそわなくても従わされてきた労働者が悪政の限りをつくすオール与党の政治に怒り、思い切った正論でスジを通す日本共産党に期待を表明したものと 생각합니다。

選挙戦での後援者の奮闘もさることながら、労働運動の中で労働条件と生活向上めざし地道な運動をし、どんな人権侵害にも不屈に闘いぬいた東電原告団の姿が反共主義の誤解を解き、「正しいことは正しい」と主張することの勇気を与えてくれたことは間違いありません。また、原告団の皆さんが地域に基礎を置いて支援共闘の組織を確立したことは、神奈川労連の運動に大きな財産を残してくれました。

今後はこの勝利と職場地域の変化を確信にして、労働組合運動の飛躍的前進を作り出すことだと思います。ともに頑張りましょう。

(二) 日本共産党が評価した東電闘争

① 第二〇回大会第五回中央委員会総会における

宮本顕治議長の冒頭発言

九六年七月一日「赤旗」には、第五回中央委員会総会で宮本議長が「半世紀のアジア史のなかでの日本共産党の発展の法則」と題した発言が、報じられています。

その中で、宮本議長は、話の最初に「この半世紀のあいだに大きな歴史的な動きがありました。」と切り出し、「日本では、『大企業の職場に憲法なし』と言われる状況のなかで、関西電力の思想差別事件にたいし

て最高裁は明確な審判を下しました。」「このようなたたいは、戦前の暗黒時代の、日本共産党員を『非国民』『国賊』としてみていた環境での困難な闘いに匹敵するものとあえてのべたいと思います。」

「いずれにしても、対米従属、大企業支配の今日の日本で、関西電力内で正義の声が上がったことをはじめ、東京電力、中部電力等で闘争がひろがっています。これは、けっして誇大視することもできませんが、過小評価すべきことがありません。そこに党員がどれくらいいるか、日本共産党を支持する勢力がどれくらいあるかは別にして、社会の発展方向は合法的なものでもあります。」と評価しています。

② その総会討論における

小池潔神奈川県委員会書記長などの発言

九六年七月一日「赤旗」には、この総会での討論の模様も掲載されています。

「赤旗」は、「経営支部をとりまく情勢について、発言者からは反共思想差別撤廃闘争の前進が職場に確信の輪を広げている、政治情勢の発展とその基礎にある労働者の状態悪化が、職場での党組織の多様な活動と相まって職場に大きな変化を呼び起こしている模様が、生きいきと紹介されました。」と報じ、山口県、静岡県、大阪府の中央委員の発言とともに「『思想差別

撤廃闘争勝利した東京電力の労働者は、県内の労働者を限りなく励ましている。』。神奈川の池田潔書記長（現委員長）は、数十人が職制に昇格したり、職場の慰安会に誘われる、政治の話もするなど、差別をなくさせ、党員と労働者との『垣根がなくなっている』状況を語りました。」と報じています。また、「赤旗」は、荒堀幹部会員の発言を「思想差別撤廃問題は、社会発展の方向を示すものとして、二つの面、つまり国の民主主義の問題として、労働者支配の根幹にたいするたにかいとしてとらえていくことの必要性を強調しました。」と紹介しています。

六、東電闘争弁護団・各支援共闘会議は

闘いをどう総括したか

解決直後に弁護団総括集、各都県支援共闘会議総括集が相次いで出され、そのなかで解決の意義や要因がまとめられています。そのいくつかを紹介します。

◎「きりひらこうあしたを

東電思想差別撤廃闘争総括集：統一弁護団総括

解決の意義を次のように記しています。

「日本の大企業の中では共産党員差別は、日常茶飯事であるし逆に大企業が共産党員を差別しない方が珍しいという状況でした。そうした中で、世界最大の民間

電力会社であり経営者トップとしての財界に君臨してきた大東京電力に、反共労務政策が憲法違反であることを実質的に認めさせて反共労務政策の転換を約束させ、職場に自由と民主主義を根付かせる第一歩を歩み出させたことは、労働運動上も憲法運動上も計り知れない大きな歴史的な意義があります」（114 p）

また、

「この大衆的裁判闘争を支えてきたものは、何よりも原告団の粘り強い闘い（各論立証で地域を超えて相互支援をした同志愛を含む）とその家族の支え、原告と弁護団との同志的な心の通い合い、かつて経験したことのないような力強い支援共闘会議の取り組みでした。」と解決の要因を記しています。

◎「人間の尊厳をかかげて 東京総括集」

「世界最大の民間電力会社であり、文字通り日本のリーダーカンパニー東京電力に、職場を専制的に支配する常套手段としてとり続けてきた思想信条による差別・人権侵害（反共労務政策）を止めさせ、職場に憲法の光を当てたことは歴史的画期的出来事です」（4 p 序にかえて）

◎「自由の風 山梨総括集」

「世界一の電力会社、東京電力の職場に吹き起こした自由の風は、各所でたたかわれている風と合流し、本

流となって日本全国に吹いています」(3p 発刊にあたって)

◎「翔べ!! 自由の春風に乗って 長野総括集」

「教訓は何でしょうか。1都5県での同時分散提訴に踏み切った原告団の心を一つにした勇気ある行動とそれを支えた統一弁護団の働き、この闘いに呼応し、職場で地域で支援する輪を広げていった支援する会、支援共闘会議のねばりつよい取り組み、そして94年1月からの本店一括解決交渉へとすすんだ『東電闘争』は正に日本の労働運動史上に限りない光明と指針をもたらすものです。闘って切り拓いてきた原告団はじめてすべての方々に、深甚の敬意を表すものです。」(1p はじめに)

◎「燃える歳月の物語 群馬総括集」

「『職場に憲法は通用しない』といわれてきた日本の大企業職場で争議が勝利解決したことは『日本の労働運動史や民主運動史のなかで特記できる出来事』と言えます」(はじめに)
と、それぞれ全面解決の意義をまとめています。

一、争議が解決して

労働者との垣根が取り払われた職場

原告団は解決交渉の進展と併せて、争議解決後の職場環境を十分に見据えた土壌造りのために、最終盤での職場活動を目的意識的に展開しました。

その努力の結果として

(一) 会社は「原告を今後とも公正に扱う」と言明したことによって、日本共産党員にたいするあからさまな思想差別は職場の中で公然とは出来なくなりました。

(二) 争議の解決は職場の同僚や上司から歓迎され、元原告たちと労働者との間にあった垣根がはつきりと低くなり、自由でのびのびとした人間関係が生まれましました。

(三) 「長い間ご苦勞さんでした。本当に良かったね」と、沢山の職場で声が掛かる環境の中で元原告たちは是正された職位に応じて研修を受け、職場の仲間の応援や援助を受けながら新しい仕事に取り組むことができました。

(四) その後の労働組合職場懇談会などでは、元原告たちが職場労働者の声を反映した意見を述べるなど、働きやすい職場作りの先頭に立ちました。

(五) 元原告はいずれも職場のベテランであり仕事の中核で指導的立場にあり、自分の職場の組合役員選出

や日常の組合活動についてなど、若い組合役員から相談を受ける状況が生まれました。

(六) 元原告はいずれも管理職であり、後輩の仕事や日常生活の悩みなどの相談にのる立場にあり、公私にわたる付き合いの可能性が広がりました。

二、解決を力に新たな闘いに踏み出した

元原告等の運動

(一) 解決翌年に電力連絡会の結成

裁判を始めた目的は、「東電の職場から思想差別をなくすことによって職場を変える力にしよう」ということでしたから、職場活動を前進させるための組織「電力連絡会」を、神奈川の元原告多数の参加で争議全面解決一年後の九六年一月に結成しました。

活動の拠点として、東神奈川駅から徒歩五分の所に二階建てで床面積が二〇〇㎡を超える神奈川電力労働者会館を建設し、九八年一月二三日に盛大に竣工を祝いました。その後毎年一月二三日の竣工記念日前後に会館祭りを行っています。

電力連絡会の主な目的は次の三点です。

① 神奈川県内の電力職場、及び関連企業の職場において、明るく働きやすい職場をめざし、労働者の要求実現をはかること。

②職場や地域において平和・自由・民主主義の発展をめざし、労働運動の発展強化のための活動を行います。
③電力労働者会館の運営と、会員とその家族の親睦をはかります。

(二) 地道な職場活動

東電は解決後、「リストラ・合理化」を強力に押し進めてきました。

電力小売り市場の自由化が二〇〇〇年から始まるのを受け、「競争に勝ち抜き、社員が働きがいをもって能力発揮できる給与制度をめざす」ことを名目として、九九年に「給与・処遇制度の改編や年金制度の見直し」、〇三年に「人事・給与制度の見直し」をしてきました。

内容は能力主義・成果主義賃金制度を導入して基本給の抑制、定期昇給の抑制、扶養手当の抑制、業績に応じたポイント制導入による退職金の大幅な引き下げ、諸手当での廃止、年金制度の利率の引き下げ、管理者を部下からも評価する三六〇度評価制度の導入などでした。

電力連絡会は提案内容を分析してビラの配布や郵送で反撃しました。また春闘時にアンケートを実施して組合員の声を集めビラに載せました。また、〇二年八月に発覚した原子力発電所の点検記録改ざん・トラブル隠し問題にも取り組み、〇三年春闘のビラに原子力政

策を載せました。

(三) 争議支援活動・

反「合」権利闘争への積極的参加

神奈川争議団共闘会議に加盟する争議への支援活動に多くの会員が参加するよう、会議で参加者の確認と連絡を取るようになりました。また個別争議団から要請があった場合は役員として派遣したり、担当者を配置しました。

反「合」権利闘争の重要な組織である連合職場連絡会や神奈川地労委民主化連絡会議等にも役員を派遣しました。

(四) 多彩な電力連絡会活動

電力連絡会は年一回定期的に総会を開いて活動の総括をおこない方針を決め、職場の活動と争議支援をはじめとする地域の活動をいきいきと進めています。

月一回の全体会議、会員の人生の節々で行われた定年を祝う会や古希・喜寿を祝う会、毎年盛大に行われる電力労働者会館まつり、ハイキング、旅行、囲碁の会、ビデオ教室など多彩な活動を続けてきました。音楽工房Tree・Eyes（樹木の瞳）は音楽好きの会員がバンドを結成し、連絡会の行事はもとより、県内の様々な行事で演奏活動をして喜ばれています。

連絡会ニュースが毎月定期的に発行され、家族を含めた連絡会の団結のカナメの役割を果たしています。

三、神奈川電力労働者会館の建設とその意義

東電闘争の勝利は、自由と民主主義を大企業の職場にしっかりと定着させ、思想・信条による差別のない、自由でのびのびとした人間関係をつくるうえで基礎を打ちたてました。

そして、この勝利は反「合」権利闘争の前進、さらにはわが国の民主主義の前進と発展に役立つと同時に職場の労働者かけられるリストラ・合理化をおしどめ、職場の要求を実現するための闘いの前進に寄与するものです。

元神奈川原告団の多くの団員は、引き続き東電闘争の解決に大きな力となった地域の闘いや、県内各争議の支援、連合職場の運動など、職場内外の運動を主要な方針として位置付け、その発展のために努力することを確認しあいました。そして、活動の拠点としての会館の建設を決め、長い間、東電闘争を支援していただいた多くの方や、困難な闘いを続けている争議団などに活用してもらおうことで、これまでの支援に報いていこうと決意しました。

九八年一月に、現在の電力労働者会館が建っている場所に土地が見つかり、それ以降、会館建設プロジェクト

ムを電力連絡会内に設けて、具体的な準備を始めました。九八年一月二三日に盛大に竣工式を行い現在に至っています。

現在、この会館は「明るく働ける職場をめざす神奈川の電力連絡会」の活動の拠点として活用されると同時に神奈川の争議運動では、神奈川争議団共闘会議・横浜争議団共闘会議の結集場所として活用され、神奈川の反「合」権利闘争の前進に寄与しています。また神奈川日立争議団の事務所としても活用され、日立神奈川争議団の拠点の役割を担ってきました。現在では、東芝争議団の拠点としても活用されています。

特に東電闘争解決の頃から資本の巻き返し強化され、さまざまな困難が神奈川争議団共闘会議やそれに結集している争議団に降りかかってくる厳しい情勢の中で、電力会館はたくましくその存在価値を高めてきています。

一、裁判所や労働委員会への 民主化闘争の前進とあいつぐ労働者側の勝利

七〇年代に入ってから、資本の労働運動に対する攻撃は激しくなり、闘う労働組合、労働者、共産党員や民青同盟員に対する攻撃が激化するなかで、横浜、川崎、湘南、県央などに地域争議団共闘会議が結成されるとともに、司法の反動化阻止の運動や、地方労働委員会の民主化闘争が取り組まれるようになりました。

横浜地裁の岩野所長追放闘争や腕章着用禁止阻止の闘い、神奈川の地労委民主化闘争が、地労委対策会議、差別共闘などの組織を結成し、その組織が当時の総評の労働委員会民主化一〇大要求を掲げた運動などを展開し、実効確保の措置勧告などを出させるなど神奈川地労委の労働者救済率が上がりました。

また、日産厚木自動車部品の差別事件で、神奈川地労委が、政党活動であってもそれが労働条件向上のための活動であれば、その活動を嫌悪する会社の行為は不当労働行為との画期的判断をしたのもこの頃でした。司法反動化阻止の闘いも前進し、法廷でも相次いで労働者側が勝利しました。

二、経営法曹会議・

神奈川経営者協会などの巻き返し

そうした中で経営側の巻き返しが始まり、経営法曹会議、神奈川経営者協会（神経協）などが様々な巻き返しを行ってきました。

七六年六月、経営法曹会議は、すでに「労委対策委員会」のなかで「神奈川地労委問題」を中心にどうしていくべきかの対策会議を開いていました。このなかでは、「労働委員会を使用者側の手に取り戻すために」と称して、公益委員の人選への関与、労働委員会事務局の職員のチェックなどの対策を行っています。経営法曹会議、神経協は、その後も今日まで様々な攻撃を繰り返しています。

神奈川経営者協会専務理事の岡田嘉穂氏が、全労委総会で実効確保の措置勧告に反対する報告を行ったのもこの頃でした。

これに対して、労働者側は、神奈川総評弁護団（現・神奈川労働弁護団）、自由法曹団神奈川支部、神奈川争議団共闘会議、神奈川県差別共闘会議、神奈川県職自連による五者連絡協議会を七六年から組織し、毎年一月二三日に司法反動化阻止討論集会を開き、反撃を行っています。今年も二八回目の集会が開かれましたが、残念なことに神奈川労働弁護団、自由法曹団神奈川支部は参加しませんでした。

そして、後に神奈川地労委年報「神奈川地労委の五〇年」誌（九六年三月二二日発行）で、岡田嘉穂氏は、

自らの地労委使用者委員の「経験」を語って、労働者への分断攻撃をかけてくるにいたっています。(別頁岡田氏の同誌投稿文参照)

三、右翼マスコミ・右翼団体からの攻撃

① 雑誌「サスコミ」からの攻撃

「連合」の主力組合が参加している社労研の「ソーシャル・アカデミー・セミナー」(略称SAS)が発行しているのが雑誌「サスコミ」です。

八〇年当時、このサスコミの常任編集委員は、電力労連組織局次長小山寿雄など四名、神奈川地区編集委員は二二名で東電労組、東芝堀川町、旭硝子京浜支部、日本鋼管京浜労組、昭和電工川崎・横浜支部、三菱重工労組などです。サスコミ第四九号(八〇年九月発行)には、「特別企画：管理・監督者の労務心得」と題した文を掲載しています。

このなかで「不当労働行為の考え方」では、「左翼労働運動は、主として政治運動または社会運動を目的としていて、組合活動ではないので救済の対象ではない。」「不当労働行為という影におびえず細心かつ大胆に対処し、労働委員会命令では、継続的でない支配介入は不届きであるとお叱りであり、結果的にそれ以上の制裁はないのだから、やり得である」と企業を

激励するとともに労働委員会攻撃を展開しています。

「サスコミ」常任編集委員の電力労連組織局次長小山寿雄は、東電労組鶴見火力分会役員として会社とインフォーマル組織を作り、原告らが中心の執行部兼取りを行った人物です。

② 週刊誌「週刊新潮」から執拗な攻撃

週刊新潮は、最初の前橋地裁判決、千葉地裁判決、横浜地裁判決のたびに、判決内容と裁判所に対して攻撃を行ってきました。その都度、支援共闘中央連絡会議と原告団は、代表が直ちに週刊新潮編集部に赴き厳しく抗議しました。

九三年八月二四日の前橋地裁判決について九月九日号で二頁にわたって「東京電力の怠け者たち」と称して、裁判所が認定しなかった各原告の会社のあら探しの主張を大々的に取り上げ、「判決書を読む限り、原告は被告席にすわるべきだった」と東電闘争を攻撃しました。

九四年五月二三日の千葉地裁判決に対して、マスコミ各社は、「思想信条上の差別とその違法性が指弾されたことで後の地裁の判決を待たず、自主解決に踏み切る可能性が強まった」(読売新聞)など世論は、原告団の闘いを支持するなかで、週刊新潮は判決直後の六月九日号で特集を組み、「原告は、党の方針に従っ

て仕事をサボタージュしていた」「怠け共産党」と裁判所と原告団を攻撃してきました。

九四年一月一五日の横浜地裁判決では、週刊新潮は、一月一日号で四頁にわたって特集「バブルに人権に救われた東電共産党員の賃金差別」を掲載しました。この中身は、裁判長の個人名まで出し、また判決文の一部や東電OB、東電広報部などのコメントを載せ、「近頃の法律家の間では、『共産党に限らず給料の低いサラリーマンは“差別された”と人権侵害で訴え出れば、たいてい勝てる』なんてことが語られているという。それを決定的にしたのが、この一連の『東電裁判』だったのだ。」と、敵意むき出しに原告団、裁判所への攻撃を強めてきました。

③ 右翼先鋭戦線共闘会議、大行社による攻撃

神奈川の相次ぐ労働事件での勝利に対し、右翼雑誌「全貌」も攻撃を行ってきました。

また、右翼先鋭戦線共闘会議、大行社による全国一般神奈川地本、労働弁護士伊藤幹郎氏、神奈川地労委、横浜地方裁判所、神奈川県庁などへの街宣車やビラによる攻撃（一九八八年一月二六日、右翼先鋭戦線共闘会議 議長松田昭宣が武松商事の代理人として労働争議に介入）も行われました。

八九年一月三日には、オーム真理教による坂本堤

弁護士一家拉致事件も発生し、九四年六月一六日、右翼大行社が横浜地裁第七民事部裁判長や伊藤幹郎弁護士を誹謗・中傷するビラを裁判所や弁護士自宅周辺に配布、公然と攻撃を始めるなど、弁護士や労働組合は資本の巻き返しの中で激しい攻撃と闘いました。

右翼先鋭戦線共闘会議が介入したのは、産業廃棄物処理する会社・武松商事での佐藤哲美氏の解雇事件に端を発したものでした。

四、巻き返し攻撃を押し返して

あいつぐ争議の勝利

そうした激しい資本の巻き返し攻撃の中でも、

- 八八・〇三・二三 日本鋼管人権裁判の勝利解決
- 八八・〇五・三一 日産厚木争議の勝利解決
- 九三・一一・〇八 山武争議の勝利解決
- 九三・一二・二七 小田急争議の勝利解決
- 九四・〇三・二二 雪印争議の勝利解決
- 九五・一二・二五 東電闘争の勝利解決
- 九八・一二・一四 千代田化工争議の勝利解決

と神奈川の反「合」権利闘争は前進を続けました。

五、世界的な不況とグローバルバリエーション

のなかでの労働法制改悪攻撃

一方、ソ連の崩壊など、革新陣営での闘いの停滞の中で、アメリカを中心とした資本主義国は、世界同時不況などと言いだし、グローバルバリエーションによる世界経済の活性化、折しもバブル崩壊時期であった日本の大企業も国際競争力の強化の宣伝にのりだし、政府・財界はこれを急速に促進するために、会社分割法制定、労組法改悪、労働基準法改悪、労働者派遣法制定などを一気に進めました。

六、資本の巻き返しと差別争議

(一) 人事・査定権を会社にゆだねた解決

東電闘争が九五年一二月解決後、中部電力差別争議は九七年一月名古屋高裁職権和解で解決し、続いて九九年一二月関西電力差別争議が解決、また、中国電力、北陸電力での差別問題も当事者間の話し合いによって解決し、電力産業における差別争議は全面的に解決しました。

東電闘争と関西・中部電力争議の解決内容で大きな違いは、賃金など処遇は正にあります。東電闘争では、交渉の中で一人一人の処遇を全員年功的には正させ、

会社の恣意的要素を入れさせませんでした。

しかし、関電争議は、「良心の灯燃やし続けて」（関西電力人権・賃金差別争議報告集）によると、原告六〇名と提訴外者四一名、合計一〇一名の処遇は正は、

「労働協約で定める時期に在籍従業員のうち、その時点で会社と雇用関係にある者の資格、賃金などの処遇を見直す。ただし、その具体的内容について、在籍従業員は会社に委ねるものとする」

との和解条項に基づき行われました。

その結果、争議団四名が資格、職級とも全く是正されず、解決前の処遇に据え置かれる状況が生まれました。また、一四名が資格の是正がされませんでした。

また、中部電力賃金差別争議でも、「光は束となって」（中部電力人権争議総括集）によると

「在籍従業員について次の通り進級、主務任用、ランク更新を行う。なお、対象者は、いずれも第一審被告（中電）が選定する」

との和解条項によって当事者の是正が行われました。

その後の日立争議（一都二県）でも、やはり当事者の是正を会社にゆだねる解決となっています。

このように差別は正を会社にゆだねることは、重大な問題をはらんでいると言わざるを得ません。これは、資本が東電闘争解決を教訓に、労働者の分断のひとつ

として「会社に人事・査定権がある」と会社の裁量による「是正」を行い、巻き返しをはかっています。

(二) 当事者の要求を無視した少数交渉による解決

「深く潜行していた交渉が、表面に姿をあらわしたのは、まだ、わずか三日前のことだ。一月五日、大阪市内のある会館に争議団員が非常招集された。『関電争議団全関西連絡会議』、統一弁護団の緊急集会。緊急の呼び出しに、首を傾げながら出掛けていった争議団員たちも、少なくなかった。そこに、『八日に和解調印』という電撃ニュースが報告されたのだった。」

(関西電力の誤算(下)二四五〜二四六P)

「資格を据え置かれた一人に中井文一がいた。大阪地裁の第一次原告で、『国際部長』。松本育造のガンが転移してからは、敬愛する松本の快癒の願掛けと、非を認めない関西電力への抗議の意味をこめて、大阪・堺市から岸和田の職場まで、和解の日まで、毎日毎日、ゼッケンをつけて通勤し続けていた。中井もまた、寝耳に水の、和解解決に仰天した一人だった。根っこのところでは、なかなかわだかまりは拭いきれなかった。『なんやねん』しかし、そのたびに、中井は自分にいつも言い聞かせてきた。そうやって、少しずつ働くものたちの権利は向上してきたんや。そのために犠牲もいるんや、と。」(関西電力の誤算(下))

二六七〜二六八P)

関西電力差別争議で、差別是正がされずに争議が解決してしまつた争議団員当事者のコメントを読むと、差別争議とは何だったのか、の思いを強くします。

全原告に知らせず解決交渉が行われていること、解決三日前に全原告を集めて解決内容を知らされたこと、差別是正に立ち上がった争議団の中で、少数であれ団員の職位・資格などは正がない段階で解決してしまうことは、争議団の民主的運営が厳しく問われることになるのです。「犠牲もいるんや」では資本との本当の闘いができません。

差別撤廃を要求して立ち上がったのに、その是正を会社にゆだねて解決することは、若干の賃金の是正はされても、職場での差別は依然として続くことになりはしないでしょうか。いかに彼我の力関係とはいえ、こうした解決がいいのか、そのことが争議団にも交渉団にも問われています。

交渉団には争議団の意向を尊重した、争議団の闘いの目的に沿った解決交渉が求められます。また、交渉団に解決交渉を委任した争議団は、一人一人の団員の要求を尊重した組織の民主的運営に努めることも求められているのではないのでしょうか。

「良心の灯を燃やし続けて」(関西電力人権・賃金差別争議報告集)のなかで、関電弁護団の早川光俊弁

護士は、「全面勝利解決の要因と残された課題」のまとめで、「少人数、非公開という交渉を余儀なくされたが、こうした交渉が、ベストとはいいがたい」「昇格で一部の争議団員について残っている差別的処遇と、昇給も原告側が主張していた中位者との差額の五割に止まっている問題である。これは、和解解決において、昇給・昇格の具体的内容について会社に委ねたことから生じたものである。」と述べています。

七、資本の巻き返しのなかで

起こっている東電闘争をも

否定する問題について

いまこうした中で、争議運動に対する資本の巻き返しとともに、これまでの争議運動の到達点と成果を、内部から後退ないし否定する攻撃が強まっています。その特徴は以下のとおりです。

(一) 三者の団結こそが資本の巻き返しを阻止する力
争議は、当事者、弁護士、支援者それぞれ置かれた立場が違うものが勝利をめざして団結して闘うことが基本です。

ところが東電闘争において、残念ですが終盤になってからギクシャクが始まりました。最近では労働者、

いや国民にとって不幸なできごと、弁護士職務基本規程や自由法曹団規約とあまりにもかけ離れたできごとが次々に起こっています。その始まりは、どうも東電闘争だったようです。

日本弁護士会の弁護士職務基本規程では、「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする。その使命達成のために、弁護士には職務の自由と独立が要請され、高度の自治が保障されている。弁護士は、その使命を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負う。」とし、第一条で「使命の自覚」を規定しています。

また、自由法曹団規約第二条「目的」では、「自由法曹団は、基本的人権を守り民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的とする。団は、あらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう。」と規定しています。

ここには、弁護士の使命と目的、弁護士のあるべき姿が明確に示されています。

① 東電闘争終盤での弁護士との問題

東電闘争では解決の直前から原告団、支援共闘と弁護士との間で、交渉団に弁護士が入らなかつたこ

と、解決金の振込先を原告団長名義の原告団の銀行口座にしたこと、また解決にあたっての弁護士報酬などをめぐって不協和音が生まれました。

交渉団に弁護士がいらなかったことについては、会社は、「『けんか』（裁判所で）の当事者同士では、なかなか話のまとまりがつきにくいので、交渉を裁判担当部門の労務部スタッフではなく総務部スタッフにして、この交渉には弁護士も入らない直接交渉を行いたい」と主張し、これを原告側が認め、双方弁護士が加わらない自主交渉が進められました。

この交渉団問題は、統一弁護士も含めた三者会議の中で了解されました。この三者会議は定期的に行われ、その中で情勢討議、交渉報告を行い、闘いを進めてきました。

ところが、これらの問題は、その後様々な問題となつて神奈川の反「合」権利闘争に大きな混乱を引き起こしています。

② 自由法曹団神奈川支部総会における

H 弁護士の発言について

東電闘争は、原告団・支援共闘会議・弁護士三者が団結し、画期的判決と全面解決を勝ち取ってきました。そのなかでH 弁護士は、東電闘争神奈川弁護士事務局長、副団長として役割を果たしてきました。ところが

争議が解決して二ヶ月後の九六年二月に開かれた自由法曹団神奈川支部総会において次のような報告を行いました。

東電思想差別事件解決の意義と要因の中の（3）三者（原告・弁護士・支援共闘）の団結の問題についてのなかで

「『争議の解決は運動でやるから、司法反動の下では判決は一つも取らない方針で行く。弁護士が支援共闘に断わりもなく、裁判官に事件の進行に関して面会することは許されない』『弁護団の役割は、法廷闘争での主張・立証が主であり、会社との解決交渉には弁護士は関与しないほうが良い』『全てを最後に決めるのは、解決に責任を持つ支援共闘である』という主張が、一部で強く主張された。これらは、今後の権利闘争の発展、若手の団員の労働事件への参加意欲にも影響を与えかねない論点であろう。」

と述べています。

このH 弁護士の発言内容は、東電闘争の実態と全くかけ離れた内容であり、何のためにこのような発言を行ったのか理解できません。東電闘争の事実からこの問題を見ていく必要があります。

a、「争議の解決は運動でやるから、司法反動の下では判決は一つも取らない方針で行く」について

東電闘争の中身を見れば、このH弁護士の記事が鱈目きわまりないものであることは一目瞭然です。東電闘争で「判決は一つもとらない」などと決めていません。どこの地裁が先行して判決をとるかなどの議論は弁護士を含めて論議していました。

事実、東電闘争では、群馬・山梨・長野・千葉・横浜の五地裁で勝利判決を取り、この判決をてことして全面解決していることから明かです。

b、「弁護士が支援共闘に断わりもなく裁判官に事件の進行に関して面会することは許されない」について

この件については、東電闘争神奈川総括集にて弁護士の氏名を伏せて記述した通りですが、H弁護士は、裁判所対応を決めた三者会議の決定を踏み外して、個人的に裁判所への「和解打診」に行つたものであり、明らかなルール違反を行つていながら、事実を歪曲して自由法曹団の総会にて報告したものです。

東電の裁判闘争は、一都五県の地裁で闘われており、闘いの進め方については全体で討議調整して進められておりました。従つて統一対応が原則の状況でしたから、一地方が独自に地裁で和解などの動きをすることは統一対応に分断を持ち込む重大な問題でした。

当然、神奈川においても、横浜地裁対応は神奈川の弁護士団、原告団、支援共闘会議で相談して一致した対応をとると決められていました。このことは、H弁護士も了解していたことです。それを勝手に踏みにつつて裁判所に「和解打診」を行つておいて、「弁護士が支援共闘に断わりもなく、裁判官に事件の進行に関して面会することは許されない」などという報告を行ない、その責任を支援共闘に転嫁することは誹謗・中傷にほかならないものです。

c、「弁護団の役割は、法廷闘争での主張・立証が主であり、会社との解決交渉には弁護士は関与しないほうが良い」について

共闘側は、会社との解決交渉に弁護団の参加を要求しましたが、会社は、弁護士を交渉にいけないとの主張を譲りませんでした。合計四十数回の交渉のなかで、裁判最終方法も交渉議題となり、共闘側は、弁護士と連携をしながら、裁判所和解手続きについても交渉を行い、九五年一月二日に自主交渉による解決協定書の調印を行い、その協定に基づき東京高裁での一括和解調書を作成し、裁判を終結させました。和解調書の文言も弁護士とも十分相談した上で自主交渉で調整を行い、裁判所に提示して調書を作り、法的にも争議解決を完成させたのです。

これまでの争議では、裁判所和解が多く、当然、弁護士がその対応をしていましたが、東電闘争では、会社の自主交渉の進め方の意向を認め、共闘側は、解決が困難になった場合は弁護団の力を借りて解決する立場を取りました。その結果解決内容も職場の実態が反映された高い水準の解決になったと確信しています。

以上のように東電闘争では、弁護士が交渉団に入らずに交渉が行われ、先に記したように高い水準での解決を勝ち取りました。しかしこれらの諸問題はすべて弁護団と相談し了解の上で進められてきたものです。

にもかかわらずH弁護士は、支援共闘会議が「会社との交渉には弁護団は関与しないほうが良い」と弁護士を排除したかのようにねじ曲げて報告しているのです。しかし、事実はどうでしょうか。東電闘争東京弁護団は、次のように述べています。

「解決交渉を自主交渉中心に進めたことは正しかったと言えます。しかし、弁護団が交渉団に加わらなかったことの当否については、さまざまな意見があり、それぞれの争議の条件に応じて、必ずしも弁護士主導の方式にこだわる必要は無いと考えます。」（「人間の尊厳をかかげて 東京総括集：弁護団総括」）

また、東電闘争支援共闘中央連絡会議事務局次長、東電闘争千葉支援共闘会議事務局長であった門間金初氏の著書「私記 千葉地区労運動小史 東電闘争千葉

からの闘い」でも触れています。

「なかでも弁護士を団体交渉の構成員にしなかったことに色々意見が出ました。団体交渉権は、団体の団結意志を基礎にしています。従って『運動と解決に責任を持つ』支援共闘会議の組織があれば支援共闘会議の意志を体現できる団体交渉団を選ぶことにならなければなりません。運動の第一線にたつて、解決のための意見と行動が集中される部署にいる者が交渉団でなければなりません。そうして常任交渉団を選びました。

また、交渉内容に運動を直結させなければなりません。知恵と力が集中できて、かつ機敏にたちまわれ、全体の闘いをつかんでいる者で構成をくんだものでした。自画自賛になりますが、常任交渉団こそ最強のメンバーであり、全面解決のため縦横にたちまわれる構成だったと思っています。」

d、「全てを最後に決めるのは、解決に責任を持つ支援共闘である」について

東電闘争は、弁護団、原告団、支援共闘の三者で法廷闘争について相談し、それぞれの都県の弁護団も参加して、方針が決定されました。

運動面についても、統一弁護団（東電の一都五県の弁護団）の代表が、支援共闘中央連絡会議には必ず参加して、討議に加わっていました。

重要な問題については、支援共闘中央連絡会議事務局と弁護士団の代表による会議が随時持たれ、情勢、運動、交渉など細部にわたって報告され意志統一がされていきました。従って「解決に責任を持つのは支援共闘、弁護士は法的解決をすればよい」などとはH弁護士の作り事にすぎません。

このH弁護士の総会報告発言をうけて自由法曹団神奈川支部は、「神奈川支部ニュース」一〇六号（九六・〇四・一〇）にK弁護士の「労働事件ノーサンキュー」と題する発言を掲載しました。

「私は、これまで支援共闘会議というものを、当該組合・労働者を純粹に支援するものと理解していたのであり、運動・裁判を仕切る意思決定機関とか責任主体とは考えたことはなかつたので、『かなわんな。弁護士として耐えられそうもないので、そのような労働事件はやれないな。』と感じたのである」

などとH弁護士の言い分を鵜呑みにした支援共闘会議批判を行い、労働者にとって最も重要な「労働事件」を否定する発言を行っているのです。

③ 「金がキーワード」とエスカレートした

争議団・支援共闘会議への攻撃

〇四年二月二七日に行われた自由法曹団神奈川支部の総会議案に、支部長である〇弁護士は『「日立中村

事件」の情景』なる一文を寄せ、その中で

「神奈川の争議団が『解決金』について独自交渉権を確保することにこだわったことに、非常に異和感を覚える。私の常識に照らせば、『解決金』は、いわば形を変えたバックペイである。」「神奈川争議団の行動を分析するキーワードは『カネ』であると言つてよいであろう。解決金を獲得することが争議の主要目的であり、獲得したカネはできるだけ当事者には還元しないで争議団それ自体の拡大再生産の源資にする、という『運動論』があるようだ。しかし、差別の撤廃はバックペイを含めてはじめて言えることであり、この救済がないがしろにされたのでは、職場の仲間の活動家に対する再評価にもつながらないであろう。この原点を離れて、労働者に帰属すべきカネを酒食の宴に投下してみても空しいだけではないか。」

と述べています。これは、これまでの神奈川争議団の活動を意識的に否定するための誹謗中傷としか考えられません。

特に「神奈川争議団が解決金を獲得することが争議の主要目的であり、獲得したカネはできるだけ当事者には還元しないで争議団それ自体の拡大再生産の源資にする」との主張はどこから導き出したのか、これは〇弁護士のどっち上げに他なりません。

解決金はバックペイだけではありません、様々な根

拠（弁護士費用、運動費用、借入金、慰謝料等々）に基づいて要求して資本から闘いとったものです。しかもそれはみんなの協力で勝ち取ったものです。

（二）「運動と解決に責任を持つ」支援組織の重要性

自由法曹団神奈川支部のH弁護士などばかりではなく「運動と解決に責任を持つ」支援組織に対して、労働組合のローカルセンターである神奈川労連からは、次のような主張がされています。

「支援共闘の主張の絶対化」、 「争議団自身と支援共闘が責任を負うのだから支援者が運動に口だしするとは介入になる」 「争議団がそれでいい、と言うのだから支援したらどうか」

などもありもしないことを並べ立てて「運動と解決に責任を持つ」支援組織を批判しています。

もつとわかりやすいのは政党の考えです。

「一、支援共闘は争議団に対し、「指導と援助」にあたる」としているが、実際は支援共闘が争議団にたいする指導機関とされている。

二、争議の主役は争議団自身であって、争議団にたいする支援をすることが任務である支援共闘に、組織の性格上、そんなことができる訳がない。これは、支援共闘の任務の逸脱と言わなければならない。

三、一部指導的幹部は、支援共闘会議を『運動と解決

に責任を持つ組織』と規定するなど、支援共闘会議を争議の指導機関化してきた。こうした考え方から争議団や弁護士も支援共闘会議とは対等平等の立場でなく、支援共闘会議の指導に従うことが求められることになっていった。」

などと日立神奈川支援共闘会議を引き合いにして勝手に事実を歪曲しています。

「運動と解決に責任を持つ」と定義された支援組織は、九一年五月の東電闘争支援共闘中央連絡会議での結成で定義されたのが始めてです。

争議は、資本の攻撃の「最前線」にたった闘いです。そこでは、不当な差別・解雇・権利侵害をおこなう資本との激しく・先鋭的なたたかいが日常的に展開されています。

その中で私たちのたたかいは、対峙する資本からも「分析・点検・評価」をうける状況下におかれています。争議のなかで「情勢を正確に分析する」ことが強調されるのは、たたかう相手を明確にすることだけでなく、その争議のたたかいの現状・到達点が、対峙する資本にどう映っているのかが問われているからです。当然、こうした視点からの支援共闘組織の「あり方」も検討することが大切になっています。

その争議の支援組織が、味方には勝利解決を勝ちとるにふさわしい組織形態になっているのか、逆に「相

手」には、その支援組織が争議団全体をまとめあげ解決当事者にふさわしい組織なのかが問われるのです。

解決交渉をはじめるとあたって当該資本は、「あなた方支援共闘のことで責任をもって争議団をまとめ解決することが出来るのか」、このことの確認をストレートに求めてきます。

こうしたことを求めながら、同時にその対応を見て、資本は、争議団と支援共闘との分断をはかるうともします。

とくに連合傘下の大企業争議では、当該争議団の所属する労働組合が対応していないこともあり、この点での対応は解決交渉をはじめるとあたって重要なポイントになります。また、争議団の不団結が表面化し解決交渉が行き詰まった状況になると、資本はみずからの解決水準への固執を棚上げにして、支援共闘に「あなた方は本当に解決に責任を負うことが出来るのか」などと攻撃をかける事例は多くの争議に共通しています。以上のように支援共闘会議が「争議の運動と解決に責任を負う」のは当然のことなのです。

この場合、「争議の運動と解決に責任を負う」ということは、弁護団からの意見を受け入れないというのではありません。その闘いに参加する関係者の意見は十分尊重されるのは当然のことです。

(三) 解決金はどう扱うか

① 東電闘争における解決金の扱い

東電闘争の中でも争議解決後、解決金の処理をめぐる、解決金の所有権は原告にあると言う意見が、当初、神奈川から中央役員に派遣され、その後その任務を解かれた原告など少数から出されました。

東電闘争の闘いの原点は、訴状に明確に示されているように、職場に自由と民主主義を確立するためであり、決して金や名誉のためではありませんでした。

争議解決をした途端、闘いの原点や、どのような力によって争議の全面解決を果たしたのかを忘れ、東電原告団長宛てに解決金に関する申し入れ書を出して、

「解決金は言うまでもなく訴訟に及んだ原告一人一人に対する未払い賃金であり、慰謝料であり、訴訟費用です。すなわち、所有権は一人一人の原告にあります。従って解決金の処理はまず、すべての金員を全原告に支払うべきだ」

と自己中心的な主張が、原告のごく一部でしたが執拗に繰り返されました。

圧倒的多数の原告は、解決金も含めた闘争の到達点は、支援共闘会議、弁護団、原告団の団結の力と、この闘いを自らの闘いとして全国から支援してくれた、多くの人達の力によって勝ち取られたものであるから、

この立場で解決金の処理を考えるべきであるとする立場でした。

原告のごく一部は、この自己中心的主張を繰り返しましたが、原告団役員会や都県ごとの原告団会議、原告団総会を何度も開催して粘り強く繰り返し討議し、最終的には争議解決約一年後の九七年一月二五日、原告団臨時総会において、原告団一六五名全員一致で解決金処理案が決定されました。

② 解決金をめぐっての様々な見解

○四年二月、日立神奈川争議団の中村由紀子氏が同争議団長の佐藤明氏を相手取って解決金の九分の一を支払えという裁判をおこしました。

この裁判の本質は、解決金の公正な配分を求めることを装いながら、日立神奈川争議団、同支援共闘会議、神奈川争議団共闘会議に誹謗・中傷の限りを浴びせ、運動の成果と到達点を著しく低めることによってその存在を否定し、さらには、個人の名誉を毀損してまでも神奈川の反「合」権利闘争の輝かしい歴史を抹殺しようとするところにあります。

長い争議団の歴史にも類を見ない、みにくい「カネよこせ」の争いが、資本の面前で、しかも裁判所という国家権力の中枢ともいうべきところで仕掛けられているこの背景には、何があるのでしょうか。

ここに、それを解き明かすヒントになる二つの文書があるのです、少し長いが引用します。

a、「日立中村事件」の情景

自由法曹団神奈川支部 ○四年支部総会（○四年二月二七日・二八日）議案より

「神奈川争議団の行動を分析するキーワードは「カネ」であると言つてよいであろう。解決金を獲得することが争議の目的であり、獲得したカネはできるだけ当事者には還元しないで争議団それ自体の拡大再生産の原資にする、という「運動論」があるようだ。しかし、差別の撤廃はバックペイを含めてはじめて言えることであり、この救済がないがしろにされたのでは、職場の仲間の活動家に対する再評価にもつながらないであろう。この原点を離れて、労働者に帰属すべきカネを酒食の宴に投下してみても空しいだけではないか。」

b、随想 岡田嘉穂（神奈川地方労働委員会第二四期〜二八期 使用者委員）

「私は昭和五七年三月（二四期）から、平成四年四月（二八期）までの五期一〇年間使用者委員として在任しました。……それと和解について疑問なのは解決金の金額が膨大過ぎると言うこともあります。勿論、申出をそのまま受け入れたりはしませんが、最終的な決着額との差が大きく、算定基礎が分かりにくいという事も問題です。」

ある事件で、五〇人足らずの申立人に対して億円単位の和解金が支払われましたが、後日、末端の仕事に従事していたらしい中年の女性に呼び止められ、「私は〇万円しか貰わなかったのだが、どんな配分をしているのですか。」と聞かれて私としては答えようもなく、組合の幹部の方に聞いてみなさいと言ったら、不審そうな顔をして立ち去られたことがあります。弱者救済の最先端を行っていると言われている人達が、最弱者に疑問を残すような配分をされるのだろうかと考えざるを得なかった思いが何時までも残っています。……」

c、神奈川地労委の使用者委員で神奈川県経営者協会専務理事であった岡田氏の解決金の配分について「組合の幹部の人達が、・・・最弱者に疑問を残すような配分を」行っているかのような発言をする一方、中村由紀子氏の代理人である〇弁護士は「争議団の行動を分析するキーワードは『カネ』であり、争議団は解決金を酒食の宴に投下している」、また「解決金を獲得することが争議の主要目的であり、獲得したカネはできるだけ当事者には還元しないで争議団それ自体の拡大再生産の源資にする、という『運動論』があるようだ。」とまったく的はずれな批判を行い、この両者はからずも同じ解決金の配分で、争議団の内部分裂を煽る内容になっていることは興味深いものがあります。

③ 今後の運動への活用と原告個人配分のあり方

解決金の配分処理は、それぞれの争議団がそれぞれの立場で自主的に判断して決めることであり、外部からあれこれ言うことは誤りです。

東電闘争神奈川原告団における解決金の処理は、原告団臨時総会の決定を厳格に尊重しておこなわれ、一人一人の自由意志に基づいておこなわれました。

神奈川原告団の多数は、自らの意思によって今後の活動資金を寄せました。この活動資金を基金にして、新組織「明るく働ける職場をめざす神奈川の電力連絡会」を立ち上げ、電力労働者会館を建設し、職場や地域で活発な活動を続けています。

闘いの原点をしっかりと堅持し、支援の人々と共に、自分のすべてをかけて闘ったことに確信をもつ人は、それにふさわしい処し方をするということを、神奈川における東電闘争解決金の処理は、事実としてそれを見事に示しています。

(四) 提訴外者問題とはなにか

① 東電闘争では提訴外者とどう団結したか

東電闘争では、支援共闘会議が結成される前に原告団と支援する会との分離論争に関連して『争議団構想』なるものがありました。これは、まだ裁判提訴に踏み切っていない職場支援する会会員を、原告団と一緒にして『東電闘争団』としてくり、原告と同時、同水準で解決をはかるといふものです。

神奈川県原告団は、争議団構想に反対しました。その理由は、訴外の職場支援する会会員は、あくまで会員であり、原告にはなりかわれないこと、解決時点で、東京電力が訴外の人を果たして原告として扱うか疑問であり、甘くないこと、解決交渉の中で訴外者の取り扱いをめぐり、当事者の内部に不団結を生み出す要因になることが予想されること、職場支援する会会員の差別撤廃は二次提訴をし、職場内外において原告とともに闘うことによつてのみ可能である、という理由からでした。

そして、原告団は二次提訴運動に全力をあげました。その結果、九一年一月、二九名の二次提訴が実現し、職場活動家のほとんどが原告になりました。

解決要求書は、職場から思想差別を撤廃させる具体的要求書であり、提訴外者についても「第四項(3)

原告等(一次・二次原告を言う)以外の労働者に対しても同様な差別が行われている者については、前項にもとづき是正措置及び補償を行うこと」「第五項(2)原告等以外の労働者に対しても同様な差別が行われている者については、前項にもとづき慰謝料を支払うこと」を求めました。

交渉団はこの要求書に基づき交渉を重ね、一次・二次原告は同じ処遇是正を実現し、二次提訴に加われなかった職場会員と会社が把握していた東京電力内の共産党員とその支持者の処遇是正が実現しました。

ところが、「東電は、提訴外者を救済しなかつた」
とのデマ宣伝がいまだに横行しています。

例えば、「良心の灯燃やし続けて」(関西電力人権・賃金差別争議報告集)のなかで関電弁護士団の早川光俊弁護士は、「今回の関西電力争議の和解では、非原告の割合は約四〇%にのぼり、中部電力争議の成果を引き継ぎ、さらに前進させることが出来た。最初に勝ち取った東京電力争議では一六五名の原告のみが和解対象であったことからすれば、こうした面からも、電力争議は着実に前進していると言つてよい。」

と述べています。

解決当時、解決協定書は非公開であったことなどから東電闘争の解決内容の真実が明らかでなかつた事もあります。同じ電力争議の関係者として東電闘争関

係者に確かめることもしないでこのような記載をしているのです。

② 争議団と職場の仲間との分断を許すな

大企業職場における労働組合活動や共産党の活動理由とした賃金昇格差別との闘いは、特に大企業が集中している神奈川では、日本鋼管や東電など数多くありました。

神奈川の大企業争議の「提訴外者問題」についての特長は、下記の三点です。

a、あくまで提訴して争議団に加わって全体の力で差別是正を闘いとするという構えを原則的に追求したこと。
b、闘いの目的を職場の自由と民主主義に求め、初心を忘れた機械的平等論の「金目当て」の闘いを戒めて取り組んだこと。

c、その結果、争議解決後の職場の団結や活動の広がりと前進につながっているということです。

ところが、神奈川労連からは、

「提外者の要求も取り上げて闘うことは当然である。

それは差別是正の闘いは、裁判に訴えた人の権利救済はもちろんだが、職場の一切の差別をなくす闘いのためにも役割を發揮すべきもの」

の考えが出され、また政党からも軌を一にして、同様の考えが出されてきました。

「共産党員や活動家への差別攻撃は、当事者だけの問題でなく職場の労働者の切実な要求と闘うことが基本よって、共産党員が『提訴していない人』をさまざま理由で排除、また、解決にあたって『差別』するとは正しくない。」また、「提訴外労働者の要求を『おいしいとこ取り』『闘わずして分け前を取る』などと中傷する態度は職場全体の差別をなくすことをめざす共産党員の取るべき態度ではない」

という考え方です。

思想・信条や組合活動などを理由に差別されたことに対する闘いは、差別を受けた人が全員で闘うのが望ましいことです。しかし、様々な理由から闘いに参加できない人もいます。闘いを起こした人が、その英雄主義を發揮して闘い、差別を是正させ、場合によっては解決金をとることは職場に自由と民主主義を確立するために重要なことです。

諸事情で闘いに参加出来ない人が、先進の人の闘いで、その後、差別が是正されることはよいことであり、それを先進の人も望んで自己犠牲を払っても闘いに立ち上がったのです。

ところが、闘いに参加しない人が、先進の人と同時に、同様に差別是正されるのが当然であると主張したり、解決金も寄せせと主張するのは誤りであり、「虫のいい話」です。闘った人は自分や家族の生活をも投

げ打って闘い、多くの闘争費用も出費しているし、精神的な苦勞は大変なものです。それを、同列、同様に扱えと言う人たちが出てきた事に問題があるのです。

しかし、だからと言って、裁判に訴えない人は訴えた人と違うのだから、どうしてもよいなどとは闘った人たちは言いません。なぜなら、自分だけの差別を是正させ、金を取ることだけを目的に闘ったのではないからです。

資本の差別攻撃に対しても職場の仲間の団結が重要です。闘いに参加しない人が「俺にも配分せよ」という事態が起こったら、新たな闘いを起すなど闘いに参加しなかった人と闘って勝ち取った人たちがそれぞれどう対応するか自主的に決めればいいのではないでしょう。そこに実態の伴わない「理論」をかかげて他から介入するとかえって団結が壊れるのではないでしょう。

もちろん、この問題を見ていて資本が団結に楔を打ちこんでくることも十分考えられるし、現に分断攻撃を行ってきているのです。

五年前の五〇年八月二六日、全国の電力職場から二一三七人も労働者が追い出されました。レッドパージです。電力でパージされた諸先輩は、今も日本政府を相手に名誉回復を求めて闘い続けています。神奈川では「電産神奈川8・26会」として活動され、一貫して東電闘争を援助していただき、争議解決後は、電力連絡会の活動をご支援いただいています。

戦後の電力職場は、半世紀以上にわたって職場に思想信条の自由を獲得するための闘いの連続でした。いや、東電ばかりでなく全国の多くの大企業職場でもまったく同じではないでしょうか。東電闘争は、この闘いに一定の寄与をすることができたと確信します。

しかし、今日、資本側も必死で巻き返しをはかり、大企業のなかで「一致する要求での行動の統一」「資本からの独立」「政党からの独立」の三原則で活動する本来の労働組合の再生を阻止するために全力をあげています。

この冊子では、東電闘争とは何だったか、東電闘争が未曾有の闘いに発展した要因はなにか、そして、今日の神奈川における争議運動の不団結問題が東電闘争の終盤に生まれていた事実の一端をも明らかにし、それにも目をそむけず、団結の回復を願ってまとめたものです。

東電闘争は、原告団が立ち上がる前、東電の職場では「差別勲章論」との闘いがありました。「活動家は差別されて当たり前」「差別されて始めて活動家と認知された」など、自らの内にある屈折した思想との闘いでもありました。

「差別勲章論」を払拭して立ち上がったものの原告団は、弁護団からも「裁判(法廷)一辺倒ではダメだ、世論に打って出なければ」と指摘された時期が長く続きました。八八年前後からの支援共闘組織が結成される中で「裁判一辺倒主義」は、神奈川の蓄積された争議運動にじかに接して変化していききました。

八〇〇〇人が参加した反町公園での集会、横浜地裁判決日に裁判所を取り囲んだ二二〇〇人を越える人々。こんな運動が出来るとは原告の誰もが想定できなかったことです。

神奈川の労働運動の全面的支援と全国の支援の広がり、勝利に向かう終盤の闘いを作ってくれました。原告団は「真正面から闘う」「闘いの原点に立ち返る」「闘って切り開く」「闘いのなかで自らを変えろ」などのスローガンにまさに真正面からぶつかっていきました。

思想差別撤廃の東電闘争は解決しましたが、闘いは、今も待ったなしで続いています。職場に自由と民主主義を前進させる闘い、リストラ「合理化」との闘い、

すべての争議勝利をめざす闘い、平和と社会進歩をめざす闘い等々、資本の大きかりな巻き返しとの闘いが続いています。

憲法改悪との闘いも焦眉の課題です。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」（憲法第十二条）を文字通り実践し、私たちは、これからもみなさんとともに団結してがんばりたいと思います。

この小冊子には、不十分さが多々ありますが、ご意見、ご批判をお寄せいただければ幸いです。